

LPガス業界の保安動向について



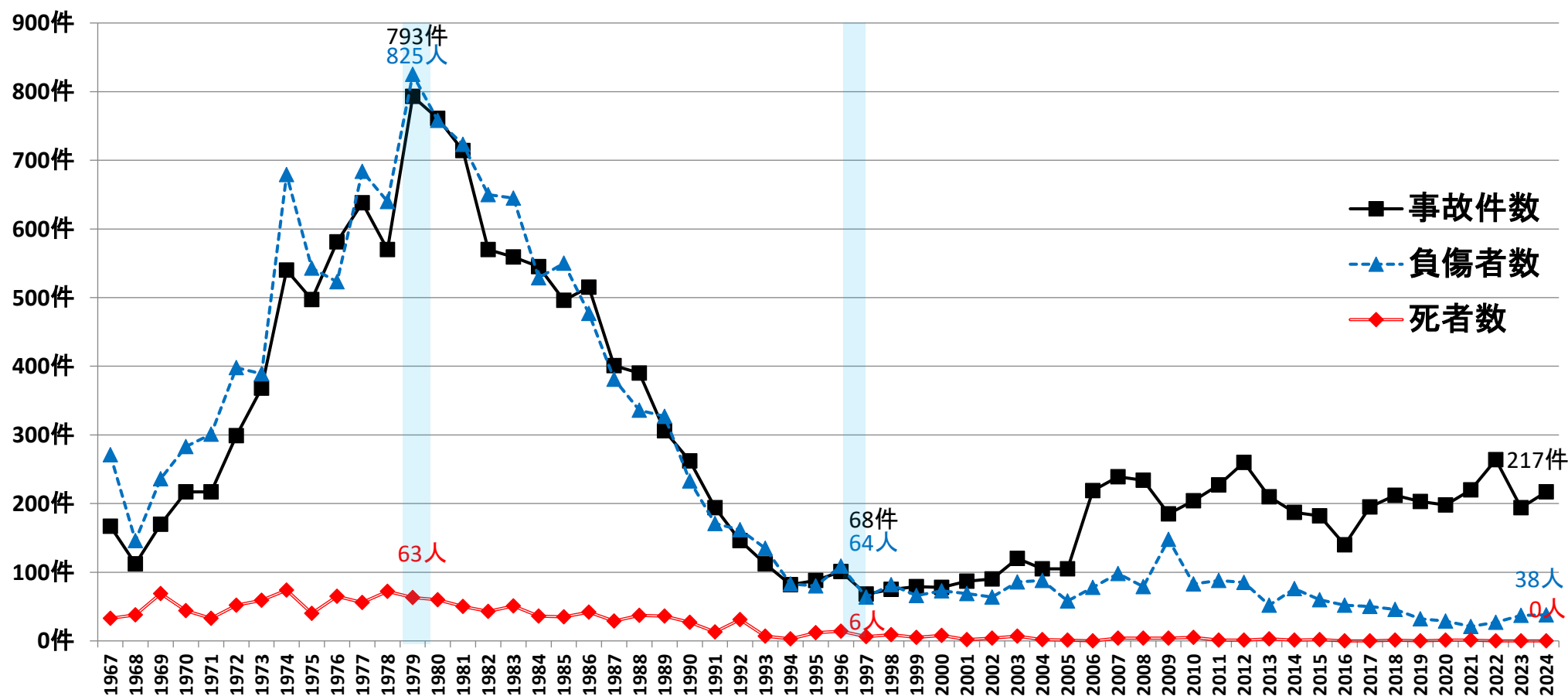
2025年11月

一般社団法人 全国LPガス協会

1. **LPガス事故発生状況について**
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
5. その他

LPガス事故件数等の推移

- ・1979年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器の普及により、1997年には68件と大幅に減少し、後2006年以降は経産省からの事故届の徹底指導等により140件～260件で推移。
- ・2024年については217件となり、前年194件から23件増加した。
死亡事故は0人（前年同様）。負傷者数は38人で、2023年の37人から1人増加した。



重大事故(B級事故)件数の推移等

・2022年～2024年は0件
(3年連続0件)

事故の分類(概要)

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者(軽傷者を含む。)が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上)が生じたもの。
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満)が生じたもの。

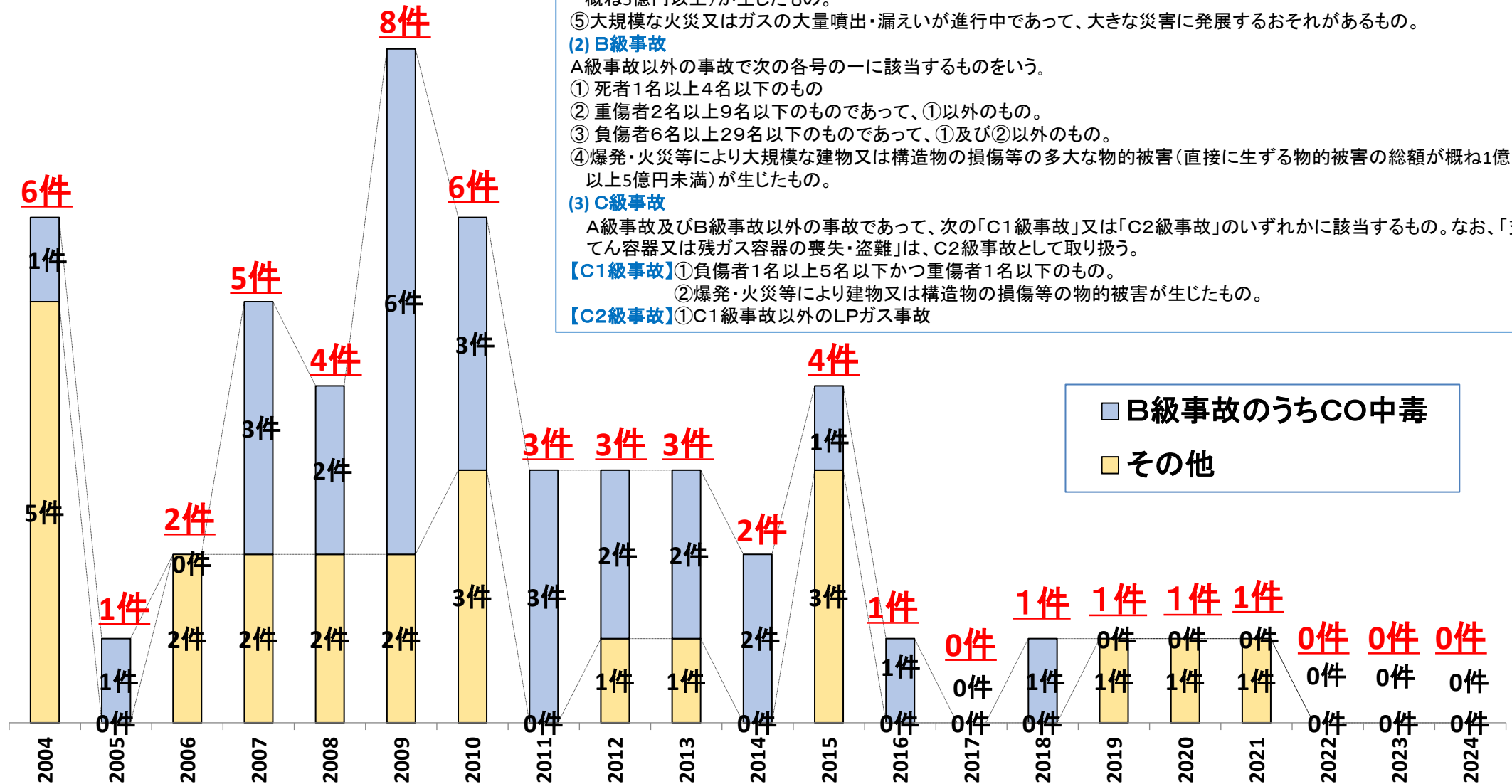
(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するもの。なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。

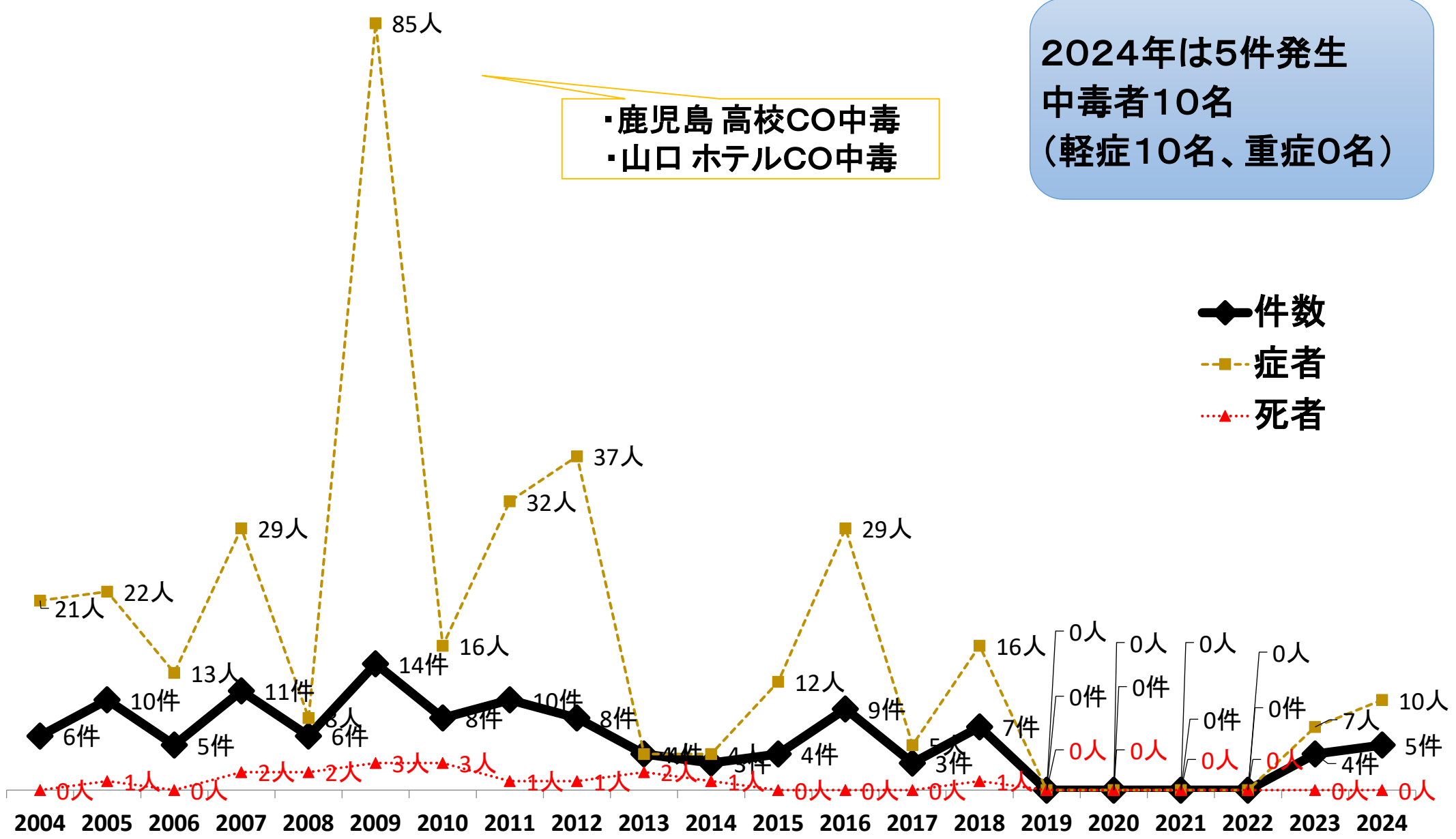
② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【C2級事故】① C1級事故以外のLPガス事故



■ B級事故のうちCO中毒
■ その他

CO中毒事故件数及び死症者数の推移



2024年度のCO中毒事故の概要について

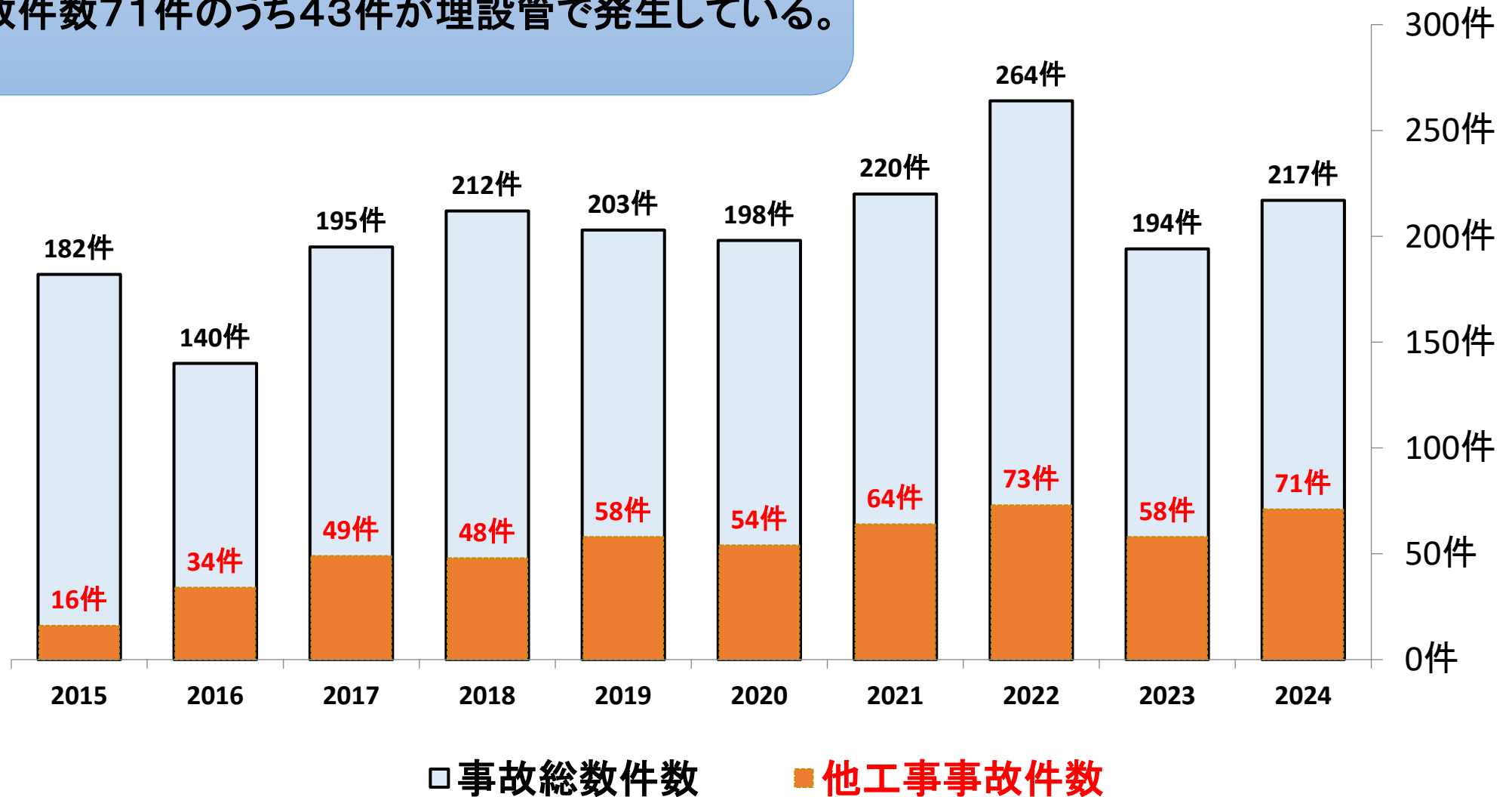
CO中毒事故の概要（LPガス：令和6年）

速報のため、内容に変更等があり得ます。

事故発生日	都道府県	事故発生箇所	事故概要	中毒者数	CO警報器 設置 有無
2024/5/15	大分県	業務用オーブン (推定)	製パン店厨房にて業務用オーブンを使用中、従業員1名が耳鳴り、頭痛のため一時的に厨房から退出。約30分後に再度厨房へ戻ったところ意識を失い、病院にてCO中毒との診断。なお、消防による環境測定、機器メーカーによる機器単体での測定でもCOは測定されていない。	軽症 1	無
2024/5/29	熊本県	業務用オーブン (吸気不備と推定)	給食室において異臭がするとの連絡があり、現地調査を行ったところ、給食室内のオーブンの排気側からCOが検出された。また、給食室内で作業をしていたスタッフ2名が体調不良により病院を受診した。事故当時、オーブン上部の換気扇は稼働していた。	軽症 2	有 (鳴動せず→ 設置位置不備 の可能性)
2024/7/12	新潟県	業務用食器洗浄機 (排気不備と推定)	調理室内にてガスブースター式の業務用食器洗浄機を使用し給食の後片付け作業をしていたところ、従業員3名が体調不良（頭痛他）を訴え病院へ救急搬送された。その後病院にて一酸化炭素中毒と診断された。 (入院したが、全員2日後には退院している)	軽症 3	無
2024/7/22	福岡県	特定できず (吸気不足と推定)	飲食店内で、厨房で調理をしていたスタッフ3名が倒れ、救急搬送されたもの。現地調査を行ったところ、各機器からはCOが検出されなかったものの、通常調理中は開けている窓を、当日は酷暑のため閉めていたことにより、給気不足になっていたと推定。排気フードは稼働していた。	軽症 3	無
2024/9/19	長崎県	ガスこんろ (吸気不足と推定)	仕出し弁当店厨房にて従業員1名が倒れ、救急搬送された。消防がガス濃度とCO濃度を計測したところ、CO濃度が80ppmであった。当日は酷暑のため窓を閉めきっていたことにより、給気不足になっていたと推定。	軽症 1	有 (取外し)

他工事事業者による事故の推移

2024年には他工事事事故が71件発生しており、
事故総数217件の32.7%を占めている。
事故件数71件のうち43件が埋設管で発生している。

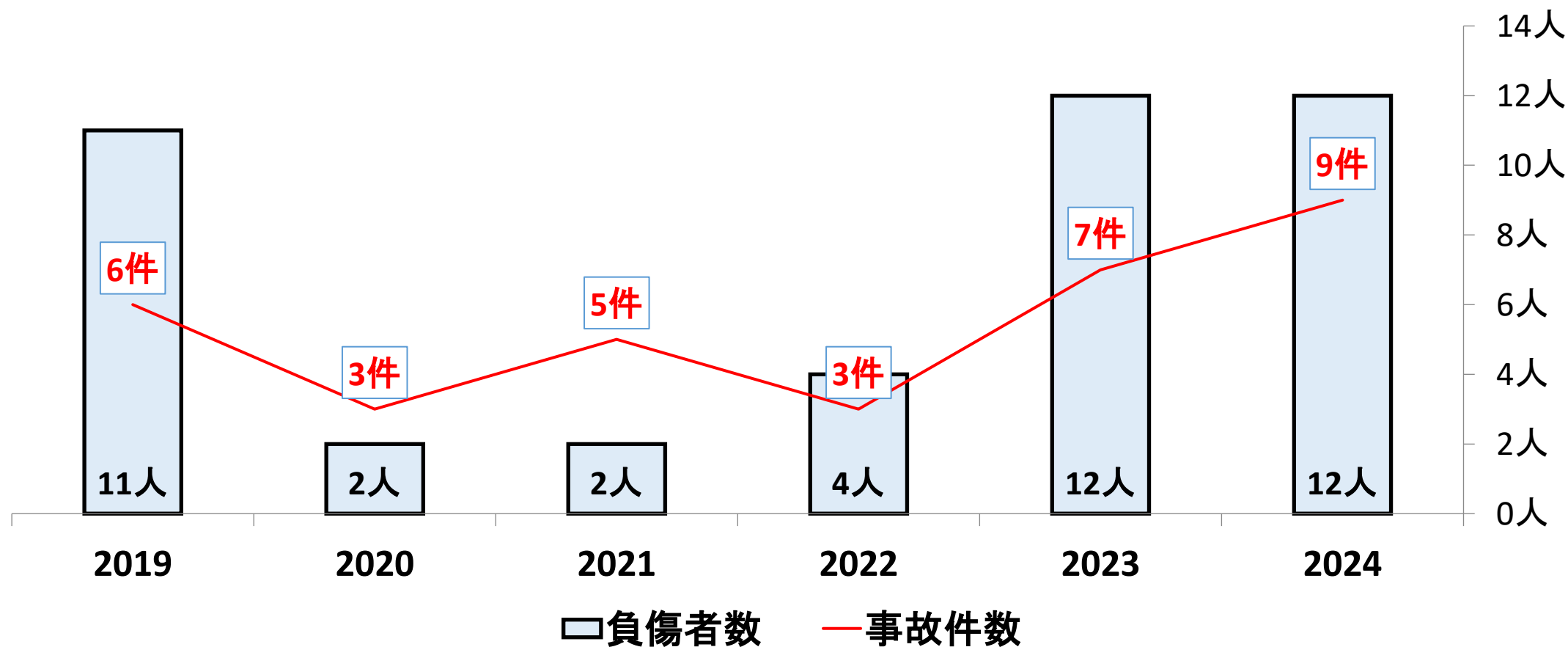


2024年度の他工事事故の概要について

事故発生日	都道府県	現象被害状況	事故原因	事故概要
2024/2/2	福井県敦賀市	漏えい	他工事業者（解体工事業者）によるバルク損傷に伴う漏えい	宿舎を解体していた解体業者より、宿舎敷地内にあったバルク貯槽を吊り上げる際にバルク貯槽に穴をあけてしまいガスが漏れていると連絡あり。消費者および解体業者からガス事業者に対し、解体工事を行う旨の事前連絡はなかった。 宿舎は2017年9月から入居者がおらず、バルク貯槽も閉栓して使用していなかった。貯槽内にガスは残っていた。ガス事業者は通報を受け現場に出動し、応急処置として粘土・タオル・ゴムベルト等を使い穴を塞いで漏えいを止めた。 その後、安全の為に消防立会いの下バルク貯槽をガス事業者の充填所に移動させ、設置状況等について消防の確認を受けた。当該バルクについては後日廃棄を予定。 一次原因は、他工事業者が宿舎の解体作業中に、重機にてバルク貯槽を挟んで上げる際にバルクを損傷させたことによるもの。 二次原因は、消費者および他工事業者からガス事業者に対し、解体工事を行う旨の事前連絡がなかったことによるもの
2024/3/5	東京都大田区	漏えい	他工事業者（リフォーム工事業者）による配管損傷に伴う漏えい	消費者より直接手配された設備工事業者がトイレリフォーム工事中、下水管移設する為地面掘削中に埋設ガス管を傷つけた影響でガス漏えいをした。漏えいを確認した設備工事業者により容器バルブ閉止。設備業者より販売事業者に連絡が入り現地急行しました。 現状確認して即時の復旧は不可能と判断しガス配管引き直し工事完了までガス供給を停止。2024年3月15日（金）、消費側埋設配管を全て露出配管に変更引き直し工事実施。完了後、気密検査、漏えい検査異常なし確認後、供給開始となりました。 一次原因は、設備工事業者が地下ガス配管の存在に気づいていない状況で作業をしていたことによるもの。 二次原因は、販売事業者にリフォーム実施の連絡をする事なく工事を始めてしまったことによるもの。
2024/6/18	福岡県福岡市	漏洩火災	他工事業者（研り工事業者）による配管損傷に伴う漏えい火災	2024年6月18日（火）16時50分ごろ、研り工事業者よりガス販売事業者へ埋設管を破損し着火したとの連絡が入る。研り事業者がガス販売事業者の指示により、メーター付近のガス栓の閉栓を行う。 17時20分ごろ、ガス販売事業者従業員が現場に到着し、ガス栓閉栓と埋設消費管（フレキ管）の破損状況を確認する。 なお、研り工事業者の元請け業者は、ガス販売事業者に対し事前に工事連絡を行っており、埋設管の位置確認を行っていた。また、当日も販売事業者が依頼したガス施工業者が、現地にて、工事監督者に対し埋設位置の再確認を行っていた。 ※工事施工中の立会いはなし 研り事業者の不注意（他工事事故） ガス販売事業者と工事業者との情報共有不足（ガス配管部分に届く程の研りを行うとは思っていなかったとのこと）

質量販売による事故の推移

- 事故件数は9件であり、2023年の7件から増加し、直近5年平均4.8件より上回っており、2019年以降では最も多い。
- 死傷者数については、死亡者数は0人、発生した事故9件のうち7件で負傷者が発生し、計12名が負傷した。
- 事故の原因については、接続不良が2件、弁の不完全閉止が1件、点火ミスが1件、腐食・劣化が1件、その他、不明が4件であった。
- 発生場所については、7件が屋外、2件が屋内である。



2024年度の質量販売事故の概要について

- キッチンカーや屋台など「質量販売」におけるL P ガスの使用時に、容器交換時の調整器（注）の取付けが不十分であったこと、適切な容器の交換作業が行われなかったこと等により、漏えい・爆発・火災事故が発生し、負傷者を伴う傷害事故が7件発生。
- これらの事故事例を踏まえると、キッチンカーや屋台などで保安機関から駆け付け30分圏外でL P ガスを使用する場合は、質量販売緊急時対応講習を受講し、緊急時の必要な措置を自らが適切に行うための知識を習得することが引き続き重要。
- 令和6年度委託事業において、質量販売されたL P ガスを安全に使用するための動画・リーフレットを作成中。また、関係省庁に対しキッチンカー等の移動販売車等においてL P ガスを熱源として使用する際の安全周知を依頼。

◇ 事故の事例

（注）調整器：容器（ボンベ）内の高圧のガスを、燃焼器等でできるように降圧させる装置。
圧力を調整して燃焼機器類に供給することで、正常な燃焼を保つことができる。

【コンロの不着火、立ち消え等による漏えいと推定】

- テナントビル内の飲食店で、何らかの要因によりガスが漏えいし爆発・火災したものと推定。飲食店店主1名に加え、通行人1名が巻き添えとなり軽傷を負う。

【ゴムホースの外れによる漏えいと推定】

- 町内会主催のイベントで、公園の集会所兼倉庫内で焼肉を提供していたところ、コンロを再点火した際にコンロ付近から出火。事故発生時ゴムホースが外れていたとの目撃情報あり。近くにいた1名が重傷、2名が軽傷を負う。

【調整器の不適切な取り外し】

- 営業中のキッチンカーで、コンロが立ち消えたことでガス切れしたものだと思い、調整器を容器から取り外した際にガスが漏えいし出火。キッチンカーの店主1名が軽傷を負う。ゴムホースを踏んだことでガスが一時的に出なくなり、コンロが立ち消えたものと推定。

過去5年の都道府県別事故件数(単位:件)

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	5年平均			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	5年平均
1	北海道	9	16	29	10	13	15.4	25	滋賀	0	4	5	4	7	4.0
2	青森	0	0	1	1	3	1.0	26	京都	1	4	3	9	5	4.4
3	秋田	3	5	10	1	1	4.0	27	奈良	3	2	3	3	2	2.6
4	岩手	1	7	7	5	2	4.4	28	和歌山	3	3	4	0	0	2.0
5	山形	1	4	6	1	1	2.6	29	大阪	7	4	6	2	8	5.4
6	宮城	3	2	4	3	1	2.6	30	兵庫	1	7	9	3	4	4.8
7	福島	3	2	8	5	2	4.0	31	鳥取	2	6	5	7	3	4.6
8	栃木	6	5	4	7	3	5.0	32	岡山	3	1	8	5	11	5.6
9	茨城	2	5	6	8	9	6.0	33	島根	3	6	2	4	4	3.8
10	千葉	5	5	2	2	4	3.6	34	広島	12	6	9	7	7	8.2
11	埼玉	18	17	10	11	14	14.0	35	山口	0	7	2	2	2	2.6
12	群馬	12	7	6	5	8	7.6	36	徳島	0	0	1	0	0	0.2
13	東京	8	12	11	10	20	12.2	37	香川	1	1	0	1	3	1.2
14	神奈川	23	16	19	16	11	17.0	38	高知	0	0	1	0	0	0.2
15	新潟	4	6	6	3	2	4.2	39	愛媛	3	2	4	2	4	3.0
16	長野	9	4	12	1	7	6.6	40	福岡	7	10	5	11	6	7.8
17	山梨	1	2	1	2	1	1.4	41	佐賀	6	2	3	6	2	3.8
18	静岡	4	2	2	3	1	2.4	42	長崎	5	0	6	4	7	4.4
19	愛知	5	11	18	9	6	9.8	43	大分	2	1	1	1	3	1.6
20	三重	1	4	7	2	3	3.4	44	熊本	0	3	1	1	4	1.8
21	岐阜	9	7	6	3	11	7.2	45	宮崎	3	2	5	1	0	2.2
22	富山	2	1	2	0	1	1.2	46	鹿児島	1	4	1	2	3	2.2
23	石川	2	2	1	4	1	2.0	47	沖縄	1	2	0	1	0	0.8
24	福井	3	1	2	6	7	3.8	合計		198	220	264	194	217	218.6

過去5年の都道府県別事故発生率(消費者戸数100万戸当たりの事故件数)

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	5年平均	消費者戸数			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	5年平均	消費者戸数
1	北海道	6.2	11.1	20.2	7.0	9.1	10.7	1,425,931	25	滋賀	0.0	15.1	19.5	15.6	27.3	15.5	256,518
2	青森	0.0	0.0	2.3	2.4	7.1	2.4	424,354	26	京都	4.6	18.4	14.2	42.6	23.8	20.7	210,151
3	秋田	11.9	20.9	42.4	4.4	4.4	16.8	227,794	27	奈良	17.5	11.8	18.2	18.2	12.2	15.6	163,530
4	岩手	3.4	17.2	17.3	12.6	5.0	11.1	397,725	28	和歌山	12.3	12.4	17.2	0.0	0.0	8.4	244,804
5	山形	2.4	13.5	20.5	3.5	3.5	8.7	287,238	29	大阪	24.9	14.5	22.6	7.5	29.9	19.9	267,955
6	宮城	5.5	3.7	7.2	5.5	1.8	4.7	550,411	30	兵庫	2.1	14.5	19.0	6.3	8.5	10.1	468,664
7	福島	5.4	3.7	15.2	9.7	3.9	7.6	515,929	31	鳥取	4.3	43.0	36.3	50.8	22.5	31.4	133,539
8	栃木	11.3	9.5	7.9	13.9	6.0	9.7	502,729	32	岡山	4.9	2.2	17.3	10.8	24.3	11.9	453,342
9	茨城	2.8	7.0	8.5	11.8	13.3	8.7	678,009	33	島根	21.2	30.1	10.1	20.2	20.4	20.4	196,063
10	千葉	9.3	7.1	2.9	3.0	6.0	5.7	670,052	34	広島	59.7	9.9	15.8	12.3	12.5	22.0	558,916
11	埼玉	14.7	14.0	8.3	9.4	11.9	11.7	1,174,704	35	山口	0.0	22.2	6.5	6.5	6.7	8.4	300,342
12	群馬	25.8	13.4	11.8	10.0	16.0	15.4	499,337	36	徳島	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	0.9	209,752
13	東京	11.2	26.5	24.2	23.1	46.1	26.2	433,780	37	香川	2.2	4.2	0.0	4.2	12.7	4.7	235,887
14	神奈川	22.4	15.8	19.1	16.9	11.6	17.2	947,280	38	高知	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.8	237,627
15	新潟	16.0	24.4	24.7	12.9	8.6	17.3	232,656	39	愛媛	11.9	4.5	9.0	4.5	9.3	7.8	428,710
16	長野	14.0	6.4	19.1	1.6	11.3	10.5	617,904	40	福岡	6.2	8.8	4.4	9.7	5.3	6.9	1,132,862
17	山梨	3.5	7.1	3.6	7.0	3.5	4.9	283,738	41	佐賀	30.1	10.1	15.4	30.8	10.4	19.4	192,963
18	静岡	5.6	2.8	2.9	4.5	1.5	3.5	667,513	42	長崎	15.6	0.0	18.9	12.6	22.7	14.0	308,134
19	愛知	5.1	11.4	18.4	9.5	6.3	10.1	949,094	43	大分	4.4	2.8	2.8	2.8	8.6	4.3	349,218
20	三重	1.8	8.3	14.7	4.3	6.4	7.1	469,814	44	熊本	0.0	6.6	2.2	2.2	8.9	4.0	450,491
21	岐阜	18.6	12.7	10.9	6.0	21.8	14.0	503,521	45	宮崎	10.0	6.7	16.9	3.4	0.0	7.4	289,305
22	富山	8.4	4.2	8.5	0.0	4.3	5.1	231,201	46	鹿児島	2.0	8.0	2.1	4.1	6.3	4.5	473,209
23	石川	7.2	7.2	3.6	15.0	3.8	7.4	265,924	47	沖縄	1.7	3.4	0.0	1.7	0.0	1.4	609,550
24	福井	16.1	5.5	10.9	32.7	40.0	21.0	174,805	合計		8.9	10.0	12.1	8.9	10.2	10.0	21,302,975

1. LPガス事故発生状況について
- 2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について**
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
5. その他

＜概要＞ 液化石油ガス安全高度化計画2030について

➤ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、L P ガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・L P ガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

達成状況やリスクの変化に応じた見直し

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点〔件／年〕			
全体	死亡事故		0～1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0～0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0～0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0～0.2件未満
		傷害事故	4件未満

アクションプラン及び主体者等

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故 対策	消費者起 因 事故対策	C O中毒事故 防止対策	➤ 業務用施設等に対する 安全意識の向上のための周知・啓発	L Pガス事業者、国、第三者機関
			➤ 業務用換気警報器・C O警報器の設置促進	L Pガス事業者
			➤ 安全型機器及び設備の開発普及	L Pガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる 爆発または火災 事故防止対策	➤ 安全な消費機器等の普及促進	L Pガス事業者、国、関係事業者
			➤ 周知等による保安意識の向上	L Pガス事業者、国、都道府県、第三者 機関
			➤ 誤開放防止対策の推進	L Pガス事業者
			➤ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	L Pガス事業者、国、都道府県、関係事 業者
			➤ 消費設備調査の高度化	L Pガス事業者
			➤ リコール対象品等への対応	L Pガス事業者、国、関係事業者
	販売事業 者起因 事故対策	設備対策	➤ 供給管・配管の事故防止対策	L Pガス事業者
			➤ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	L Pガス事業者
			➤ 軒先容器の適切な管理	L Pガス事業者
		その他 事故防止対策	➤ 他工事事故防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、
			➤ 質量販売に係る事故防止対策	L Pガス事業者
自然災害対策	地震・水害・雪 害対策		➤ バルク貯槽等の告示検査対応	L Pガス事業者
			➤ 災害に備えた体制構築	L Pガス事業者、国、都道府県、
			➤ 迅速な情報把握	L Pガス事業者、国、都道府県、
			➤ 容器の転倒・流出防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、関係事 業者
			➤ 雪害事故防止対策	L Pガス事業者、国、都道府県、
保安基盤	保安管理体制		➤ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及 び保安レベルの自己評価	L Pガス事業者
			➤ L Pガス販売事業者等の義務の再確認等	L Pガス事業者
			➤ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実 施	L Pガス事業者、国、第三者機関、
			➤ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関
	スマート保安の 推進		➤ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高 度化	L Pガス事業者、国、第三者機関、関係 事業者
			➤ その他のスマート保安に関するアクションプラン	L Pガス事業者、国

2024年における液化石油ガス安全高度化計画の達成状況

			安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2024年 事故発生状況 [件]	指標に対する達成状況 (2024年)	高度化計画2030 実施期間における平 均事故発生状況 [件]
全 体	死亡事故		0~1件未満	0	達成	0.3
	傷害事故		25件未満	27	未達成	24.3
販 売 形 態 別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	22件未満	20	達成	19.5
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	3件未満	7	未達成	4.8
起 因 者 別 (注1)	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	15件未満	18	未達成	15.8
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	5件未満	6	未達成	4.5
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	5件未満	7	未達成	5.8
場 所 別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	10件未満	6	達成	7.8
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	11件未満	15	未達成	12.8
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	4件未満	6	未達成	3.8

1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
- 3. 「LPガス安心サポート推進運動」について**
4. 最近の法令改正等について
5. その他

「LPガス安心サポート推進運動」の実施について

当協会は、LPガスの保安確保の充実を図るため、様々な保安対策を実施してきている。
令和3年度からは、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」に示された目標及びアクションプラン等と一体的に展開していくために、以下の項目を掲げ、実施しているところである。

1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

2. 運動の期間

5年（令和7年度は5年目）

補足：安全高度化計画は10年スパン、5年毎の見直しになっているので5年とする。

3. 目標（国の安全高度化目標と合わせている）

死亡事故 0～1件未満／年、人身事故0～25件未満／年

4. 運動の概要（安全高度化目標と合わせている）

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に展開

5. 具体的な進捗状況管理や進め方

◆アクション全体の進捗は数字で把握。

◆ガス漏れ時の事故防止としての「**業務用施設ガス警報器連動遮断の推進**」及び「**業務用換気警報器の設置促進**」に加えて、近年多発している他工事業者による事故を防止するため、「**他工事事故防止対策**」の3点を重点取り組み事項に指定。

◆その他の取り組みについては、各都道府県協会の地域性を踏まえた状況にあった自主保安運動を展開。

主な活動例及び重点取り組み事項

大分類	中分類	小分類	液化石油ガス安全高度化計画2030の アクションプラン項目	販売事業者の主な活動例
事故対策	消費者 起因事 故対策	CO中毒事故防止 対策	業務用施設等に対する 安全意識の向上のための周知・啓発 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 安全型機器及び設備の開発普及 安全な消費機器等の普及促進	業務用に対する法定外周知の推進 業務用換気警報器設置促進 不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換 Siセンサーコンロの普及
			周知等による保安意識の向上 誤開放防止対策の推進	高齢者宅巡回事業の取り組み ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及 ガス警報器設置率向上、期限管理徹底
			ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
		ガス漏えいによる爆発 または火災事故防 止対策	消費設備調査の高度化 リコール対象品等への対応	確実な点検調査の実施 リコール製品の対応
			供給管・配管の事故防止対策 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	適切な工事施工管理体制 調整器・高圧ホースの期限管理
			軒先容器の適切な管理	閉栓先容器の撤去
	販売事 業者起 因事故 対策	設備対策	他工事事務事故防止対策	他工事関連周知等の実施
			質量販売に係る事故防止対策	質量販売の自主保安促進
			バルク貯槽等の告示検査対応	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築
				通報訓練の定期的な実施
自然災害対策		地震・水害・雪害対 策	災害に備えた体制構築	被害報告様式の全国統一様式使用推進
			迅速な情報把握	軒先容器の二重掛け等流出防止推進
			容器の転倒・流出防止対策	雪害対策の推進
			雪害事故防止対策	
保安基盤		保安管理 体制	経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等 及び保安レベルの自己評価 販売事業者等の義務の再確認等 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	経営者等の保安重視の取り組み宣言 自主保安活動チェックシート回収向上 販売事業者の義務の再確認教育 年間保安教育計画の策定状況
			自主的な基準の維持・運用	
	スマート保安の推 進		スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	集中監視設置率向上
			その他のスマート保安に関する アクションプラン	

重点取り組み事項 業務用換気警報器設置促進

平成23年～令和2年 CO中毒事故件数47件(4.7件／年)

令和3年～令和6年 " 9件(2.3件／年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報、令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

※令和3年～令和6年事故件数は令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

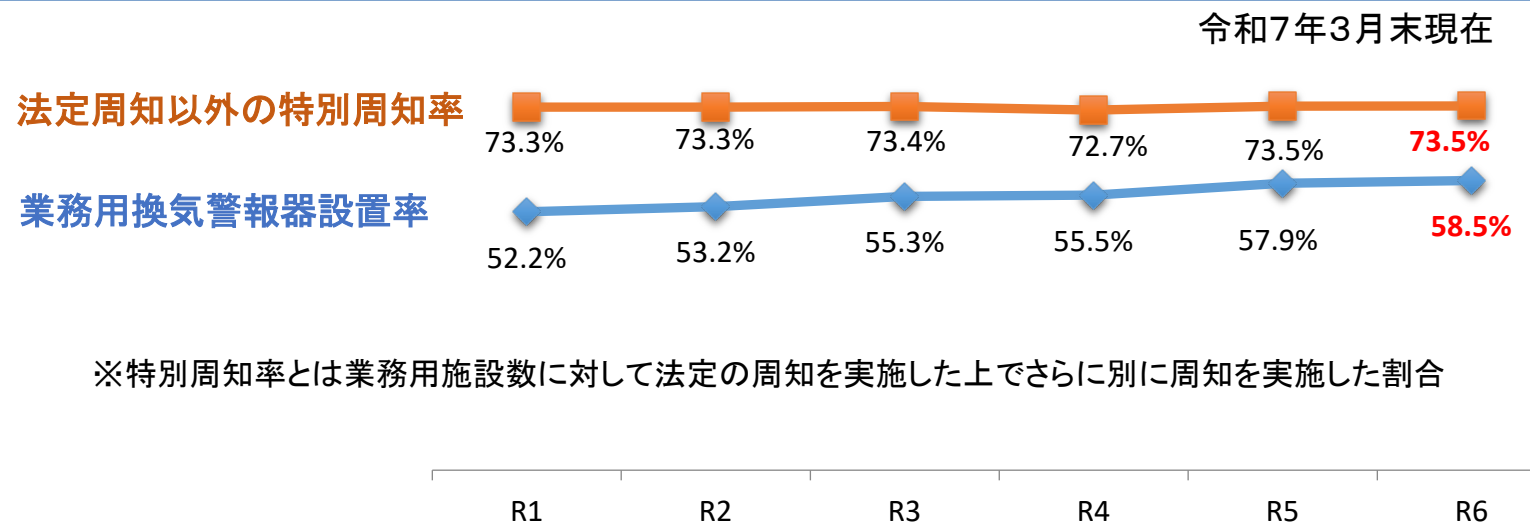
- 令和元年～令和4年においてはCO中毒事故は発生していなかったが、令和5年のCO中毒事故に続き、令和6年にも5件発生している。「給排気」の重要性について、更なる周知を実施していきたい。
- 近年発生したCO中毒事故は、業務用厨房施設に集中している。この状況を踏まえ、ガス機器を使用する事業者に対し、換気警報器の設置を促進するため、消費者への啓発活動が重要であり、経済産業省、(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会と連携し、厚生労働省を通じて食品衛生責任者講習会等でチラシによるCO中毒の危険性や予防策に関する情報周知、啓発を引き続き実施する。

(a) CO中毒事故防止対策

業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発

業務用換気警報器
CO警報器の設置促進

安全型機器及び
設備の開発普及

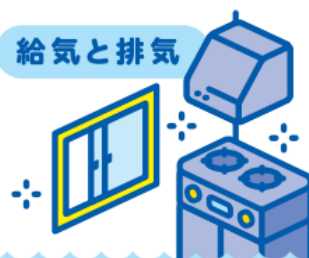


飲食店や食品工場にお勤めの皆さまへ

ガス機器を使うときは、 3つのポイントを チェック!



1 ガス機器を 使う時は、 必ず換気!



2 ガス機器や 換気設備は、 清掃と点検を!



3 業務用 換気警報器の 取り付けを!



パートや
アルバイトの
皆さんも
確認してね!



業務用厨房では一酸化炭素 (CO) 中毒の事故が発生しており、その多くは使用者の換気忘れが原因です。ガス機器を使用する全員で3つのポイントを確認し、安全な使用を心掛けましょう!



経済産業省 一般社団法人 日本ガス協会 一般社団法人 日本コミュニティガス協会 一般社団法人 全国LPガス協会

3つのポイント、なんで大切なの?

ガスが正しく燃えるには、酸素を十分に含んだ新鮮な空気が必要です。もし酸素が足りないと燃焼が不完全になり、有毒な一酸化炭素 (CO) が発生して中毒になる恐れがあります。

3つのポイントは、事故を未然に防ぐためにとても大切です。

1 ガス機器を使う時は、 必ず換気!

大型のガス機器や、複数のガス機器の同時使用が多い厨房施設では、ガスを使用する量が多く、新鮮な空気がたくさん必要です。

必ず換気設備を
運転した状態で
ガス機器を使うよう!

職場全員で
見て欲しい
安全動画①
換気



2 ガス機器や換気設備は、 清掃と点検を!

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油污やホコリなどがたまると、きちんと換気ができず、一酸化炭素 (CO) 中毒の危険度が高まります。

日頃からきれいに
清掃し、定期的に
点検も受けよう!

職場全員で
見て欲しい
安全動画②
メンテナンス



3 業務用換気警報器 の取り付けを!

一酸化炭素 (CO) は無色・無臭。また、中毒の初期症状は風邪に似ているため、気付かないうちに重症化し、死に至ることも。危険なのに気づきにくい現象です。

一酸化炭素 (CO) の
発生に気づくために
警報器を設置しよう!



職場全員で
見て欲しい
安全動画③
警報器



もし業務用換気警報器が鳴ったら

いつ一酸化炭素 (CO) 中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態!音がうるさくても取り外さず、すぐに以下のように対応しましょう。

- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ②換気をする (ドアや窓を開けて換気。換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる)。
- ③ガス会社に連絡する。

⚠ 着火事故にも注意を!

最近増えているのが業務用ガスオープン着火事故。操作ミスによりオープン内部に滞留したガスに着火し爆発するという危険な事故です。正しい使い方を確認し、事故を防ぎましょう。火がつかないから自動でガスを止める、安全装置付きの機器を設置するのもおすすめです。

ガスオープン
の使い方はこちら

事故の再現動画
も見られます!



外国人従業員向け動画 Video for foreign employees

「職場全員で見て欲しい安全動画」の外国語版を制作しました。外国人従業員へガスの正しい使い方をお伝えするツールとしてぜひご活用ください。



全L協HPよりダウンロード可能です。 <https://www.japanlpg.or.jp/customer/data/commercialkitchen.pdf>



重点取り組み事項 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進

- 業務用施設等においては安全装置の組み込まれていない業務用燃焼器もあるため、ガス漏れ発生時に自動的にガスを遮断するシステム、つまりガス警報器とガスメーターを連動させるシステムの普及を促進を図ることが重要である。
- ガス警報器工業会の協力もあり、各地で販売事業者向け講習会を実施し、連動遮断型ガス警報器の設置促進を図る取り組みを昨年度に引き続き実施している。
- 都道府県協会の事例として、ガス栓の誤開放防止の周知や経年劣化したガス機器について周知を行っている。

(b)ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策

安全な消費機器等の普及促進

周知等による保安意識の向上

誤開放防止対策の推進

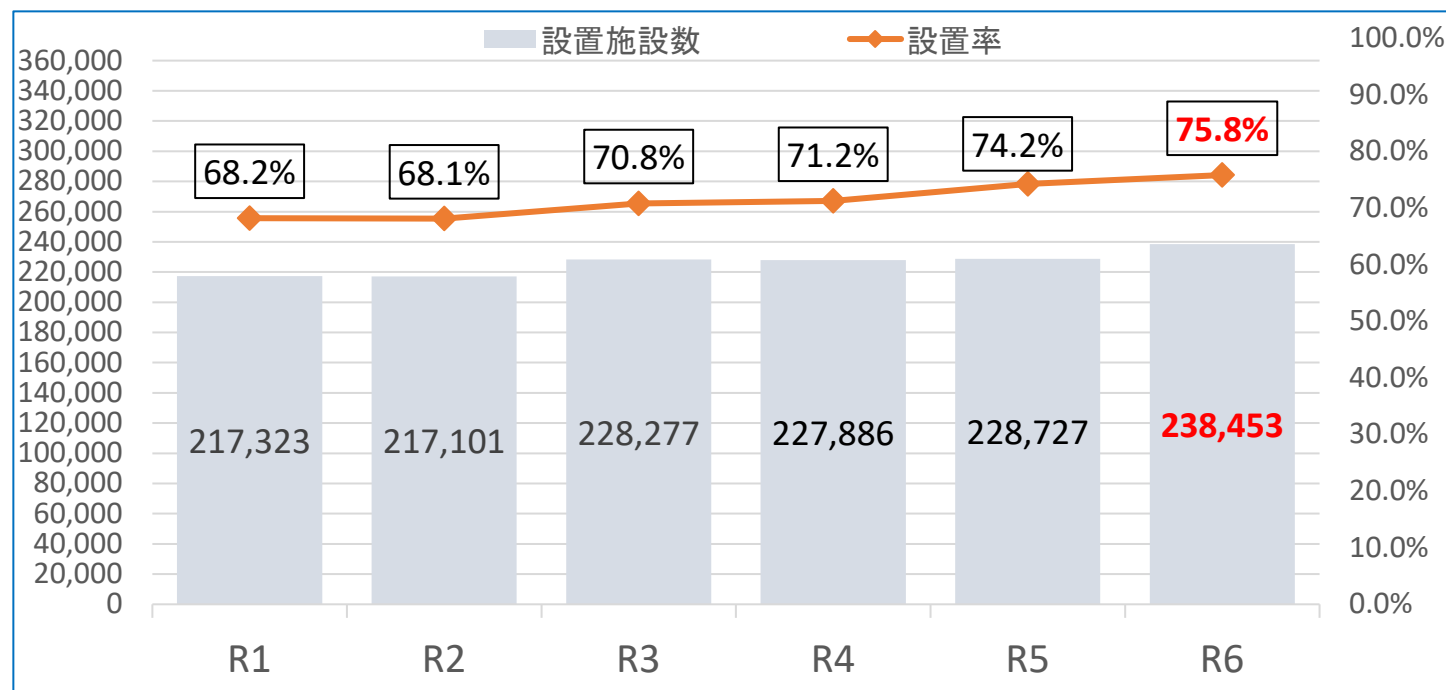
ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

業務用施設SB(EB)メータ連動率

令和7年3月末現在



※連動不要（屋外）の戸数は除外して連動率を計算

LPガス警報器の適切な設置・施工について

ガス警報器の
適切な設置例



ガス警報器の不適切な設置例



不適切な設置 ×
床置き（縦）



不適切な設置 ×
床置き（横）

もっと知りたい！ ガス警報器

ボクが
答えるよ

「ガス警報器」ってどんなもののなの？
「火災警報器」とどう違うの？

ガス警報器工業会キャラクター
はあ人はあん(保安係)ちゃん

ガスもれ検知 → ガス警報器
煙や熱を検知 → 火災警報器

ガス警報器 LPガス用

火災警報器

フムフム

いかな？
どうすればいいの？
くわしく説明するね。

ガス警報器の設置はココにご注意！

LPガスは空気より重いので、もれた際に低い場所に溜まります。そのためLPガス用のガス警報器は床面から30cm以内に設置します。ガス警報器を設置する際には、以下の点に注意してください。床置きは、踏んだりして危険です。

- 1 配線が傷つかないように注意し、ステابل等を使用したり、家具などで挟まないようにしましょう。
- 2 水や油のかかるところや衝撃の受けやすいところは避けるようにしましょう。
- 3 購入してから5年を目安に交換を検討しましょう。
- 4 電源プラグのほこりによる電気火災にも注意しましょう。

設置位置

燃焼器具の最も近いところから
水平距離4m以内

30cm以内

床置き NG

●ご用命、お問い合わせはご利用のガス会社へ連絡ください。

ガスもれした時はどんな音が鳴るの？

ガス警報器の警報音には電子アラーム(ピピピピ…など)、音声アラーム(ピピピピピガスがもれていませんか…など)があります。

詳しくはガス警報器工業会のホームページで聞いてみましょう。▶

ガス警報器が鳴ったらどうすればいいの？

もし鳴った時には

- 1 **絶対にしてはいけないこと**
電気のコンセントやスイッチには絶対触れてはいけません。
- 2 タバコなど、室内の火はすべて消してください。
- 3 ガス栓、器具栓は閉めてください。
- 4 ドアや窓を開けて十分に換気してください。

ガス会社に連絡し、点検が終わるまでガスを使わないでください。

さらに安全にするには！

ガス事故防止のためには、ガスもれを早期に発見して、処置を行うことが非常に重要です。ガス警報器はガスそのものを検知して、ガスもれが発生した際に警報を発します。一方、マイコンメーター(ガスメーター)はガスの使い方を監視し、異常が検知された場合にガスの供給を自動的に停止する機能を持っています。この2つを併設することで事故のリスクを軽減します。

LPガス警報器とガスメーターの役割の違い

検知	ガス警報器 (屋内)	ガス警報器 + ガスメーター (屋内)
ガスもれを検知	ガスもれを早期検知し、警報する	ガスもれを早期検知し、警報する
ガスメーター (屋内)		
ガスメーター (屋外)		
異常使用を検知し、ガスを止める		併設

ガス警報器工業会 URL <https://www.gkk.gr.jp>

ガス警報器工業会HPよりダウンロード可能です。 <https://gkk.gr.jp/data/>



重点取り組み事項 販売事業者起因事故対策

平成23年～令和2年 他工事事故件数332件(33.2件／年)

令和3年～令和6年 " 266件(66.5件／年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報、令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

※令和3年～令和6年事故件数は令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

- 消費者に対して、法定における周知文書内で注意喚起を行っている。
- 法定周知に加え、LPガス安全委員会が作成した保安ガイドチラシ(約13万枚)を販売事業者が配布することで、消費者と事業者双方への安全意識の向上を行った。
- 埋設ガスを有する消費者のガスメーターや水道メーター付近に注意を促すタグを掲示することによりLPガス工事業者以外の工事業者へ注意喚起し、事故防止を図る。(埼玉県LPガス協会事例)
- 日本液化石油ガス協議会と共催で行っているウェブ講習では、販売事業者より事故が起きやすい例や対策について紹介する講習を行うことで情報の共有を図った。

(d) その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故防止対策

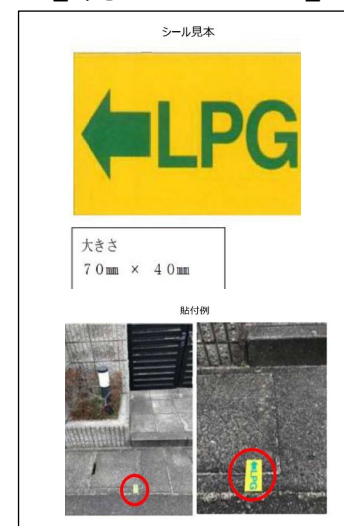
バルク貯槽等の告示検査対応

【保安ガイドチラシ】

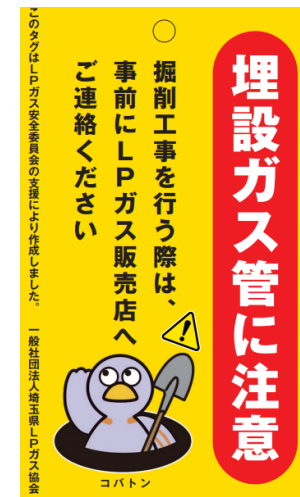


(LPガス安全委員会)

【明示シール】



【注意タグ】



雪害事故防止対策、消費者起因事故対策

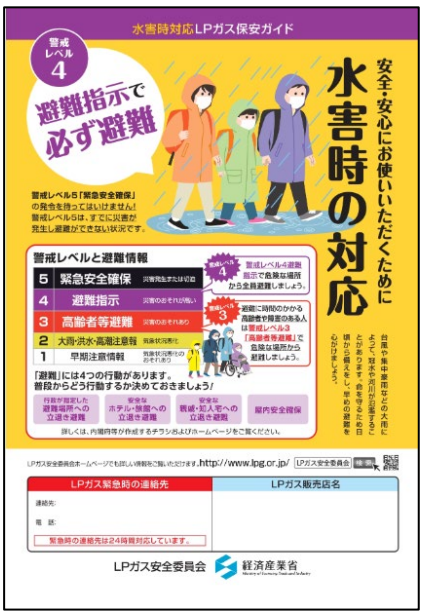
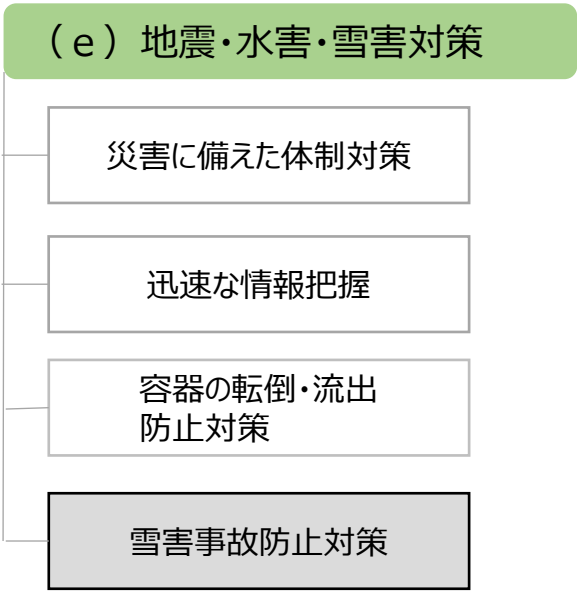
平成23年～令和2年 雪害等の自然災害 件数294件(29.4件／年)

令和3年～令和6年 〃 件数 79件(19.8件／年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報、令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照
 ※令和3年～令和6年事故件数は令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

- 雪害による調整器や高圧ホースの折損事故が多発していることから、雪囲い等の対策が困難な設備に対しては、新設時や設備交換時に調整器を配管に直接接続する構造に変更するか、調整器や高圧ホースをガス放出防止機能付きへ切り替える対策を講じるよう促している。
- ガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットで起きる事故で、経年劣化に伴う製品事故が増えていることから、安全な消費機器等の普及促進として、(一社)日本ガス石油機器工業会協会と連携し、チラシによる情報周知、啓発を引き続き実施する。

【保安ガイドチラシ】



軒先容器の二重掛け等流出防止推進

- 令和3年6月の省令改正により、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等で、1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器について、流出防止措置を講ずることが義務付けられた。令和6年3月末時点での調査結果では、措置済みの割合は78%、6月までに達する見込みは90%となった。未措置の箇所については、期限までに確実な完了を要請した。
- なお、**省令改正以降の災害(令和6年1月能登半島地震、令和6年8月台風10号、令和6年9月能登半島豪雨等)**において、**容器流出の被害報告は確認されていない。**

容器流出防止措置状況

令和6年3月末現在

(e) 地震・水害・雪害対策

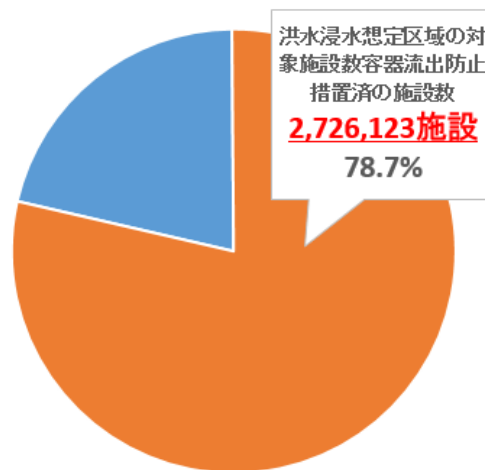
災害に備えた体制対策

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

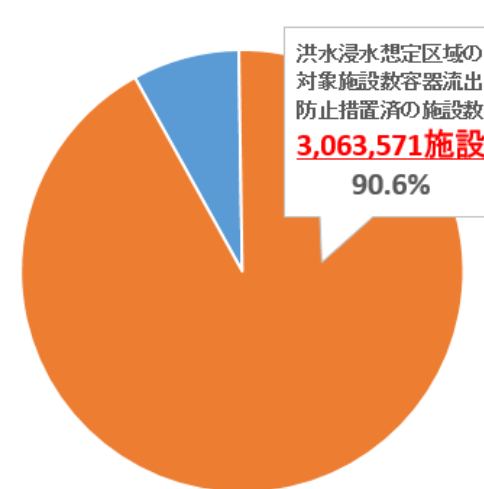
雪害事故防止対策

令和6年3月末現在
R5 洪水浸水想定区域の施設数
3,462,713施設



※ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)問わず
容器流出防止措置済の施設数 **4,734,635施設**

令和6年6月1日時点(予定)
R5 洪水浸水想定区域の施設数
3,381,260施設



※ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)問わず
容器流出防止措置済の施設数 **4,950,552施設**

グラフエリア

スマート保安の推進

- 通信技術の進歩により、LPWAなどの無線通信やスマートメーターを活用した集中監視システムの導入が進んでいる。今後は、このシステムをさらに活用し、常時監視による保安業務の効率化を図り、安全性の向上に向け、一層の普及を図る。また、認定販売事業者制度における資格取得の推進を行うことで、高度な保安体制の効率化を図っていく。

(g) スマート保安の推進

スマートメーター・
集中監視等を利用した
保安の高度化

その他のスマート保安に
関するアクションプラン

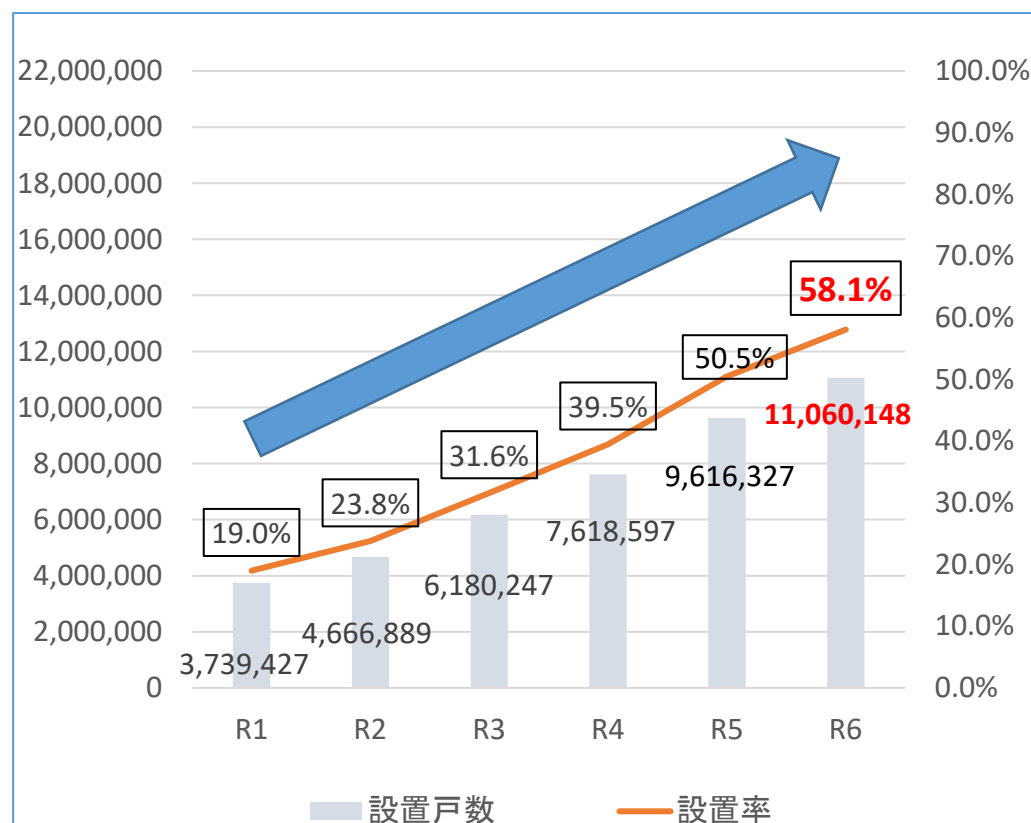


将来

- コスト面や通信特性から、従来の設置困難先にも設置可能になり、今後の設置増が期待できる。
- LPWAの監視機器の普及に伴い、毎日単位での異常の確認が可能に。
- 先進技術の活用により、従来の点検項目の一部による省力化が可能に。

集中監視システム設置率等

令和7年3月末現在



- リスクマネジメントの考え方を導入し、販売事業者による自主保安活動の徹底を図る。具体的には、「自主保安活動チェックシート」を活用した自己診断を実施することで、各事業者が自らの保安状況を客観的に把握し、改善活動を継続的に行うことで、保安レベルの向上に努めている。
- 同チェックシートの結果に基づき、令和7年度液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰においては、優良15社(所)が表彰を受けた。
- 安全機器の普及状況調査の結果を基に、講習会や会議で具体的な事例を共有し、関係者への安全意識の向上を図ることで、自主保安活動の活性化を促し、事故防止に貢献している。

(f) 保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L P ガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

【自主保安活動チェックシート】

自主保安活動チェックシートの提出
及び
L P ガス消費者保安功績者表彰実施要領

令和7年度

経済産業省・L P ガス安全委員会
(一社)全国L P ガス協会・都道府県L P ガス協会

【安全機器普及状況等調査票】

L P ガス販売事業所 御中

令和7年3月

(一社)全国L P ガス協会
都道府県L P ガス協会

令和6年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」に関する調査について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、保安対策及び需要開発並びに競合エネルギー対策など各種活動を実施いただき、併せて下記の調査に継続してご協力いただいております。

なお、本調査は、業界全体の安全機器の普及や需要開発並びに取引の適正化への取り組み状況を把握し行政、消費者等へL P ガスの信頼性をPRする重要な調査になります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、令和7年3月末現在の状況について、調査票の各項目をご記入の上、所属の都道府県協会へご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保安対策につきましては、自主保安運動をはじめとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のL P ガス事故件数は低位で推移しているものの、さらなる事故防止対策をご推進いただき一層の事故件数低減をお願いいたします。
2. 需要開発につきましては、平成25年度より業界挙げて実施しております需要開発推進取組状況に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をさせていただきます。
3. 取引の適正化につきましては、令和6年4月に商慣行是正に伴う流石法施行規則(省令)が改正され、①過大な営業行為の制限(令和6年7月2日施行)、②三部料金制の徹底(令和7年4月2日施行)、③L P ガス料金等の情報提供(令和6年7月2日施行)の状況についても調査をさせていただきます。

※本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

敬 具

リンナイ(株)製造の浴室暖房乾燥機のリコール

本回収対象機器について、リンナイは、2003年8月から2020年8月に製造・販売した一部の浴室暖房乾燥機で、経年劣化による発火のおそれがあるため、無償点検・修理を実施しております。対象製品は、ファンモーター内部の腐食によるショートが原因で発火に至る可能性があります。リンナイはウェブサイトや新聞で告知しており、お問い合わせは同社窓口へ速やかに連絡するよう案内しています。詳細はリンナイのHPをご確認ください。

ガスの漏えい
による爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による
保安意識の向上

誤開放防止対策
の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の
高度化

リコール製品等への
対応

リンナイ製浴室暖房乾燥機の使用中止と無償点検・修理のご案内

対象製品のご確認・インターネット受付



お客さまの浴室暖房乾燥機が、対象製品かご確認いただけます。
リモコン上の品番をご確認ください。

対象製品のご確認



リンナイ株式会社は、製造から10年以上経過した浴室暖房乾燥機において、経年劣化故障によりごくまれに発火に至るおそれが判明したため、点検・修理を無償で行うこととしました。対象製品は、温風等を浴室内に循環させるファンモーター内部のリード線引き出し部が経年的に腐食することで短絡が起き、発火によって製品の焼損に至るおそれがあります。当社は、対象製品をご使用中のお客さまに対して、直ちに換気運転以外の使用中止をお願いするとともに、対象製品と、その特定方法、専用お問い合わせ窓口を以下の通りご案内いたします。

HP: https://www.rinnai.co.jp/safety/safety/2025/0415/?_ga=2.91094618.1154618626.1744700796-1016528786.1744700795



周知チラシについて(保安ガイドのお知らせ)

LPガス安全委員会では、LPガス消費者の保安確保のため安全・安心にお使いいただくために以下の保安ガイド並びに保安啓発チラシを無償配布しております。

- ①「家庭用LPガス保安ガイド」
- ②「業務用LPガス保安ガイド」
- ③「業務用換気シール」必ず換気を！
- ④「地震時対応LPガス保安ガイド」
- ⑤「水害時対応LPガス保安ガイド」
- ⑥「他工事事故防止LPガス保安ガイド」
- ⑦今お使いのガス器具、何年目？ ご存知ですか？ 安心点検編(両面) **New**
- ⑧保安啓発ポスター ハンバーグバージョン

⑦ 今お使いのガス器具何年目？

安心点検・買い替え促進編(両面) **New**



安全・安心にお使いいただくために

LPガス安全委員会

LPガス安全委員会は、LPガスをご使用の消費者の皆さまに対し、保安に関する技術的知識の普及および保安意識の高揚をはかり、LPガスの保安の確保に寄与することを目的としています。



LPガス安全委員会HPよりダウンロード可能です。 <https://www.lpg.or.jp/download/download01.html>



今、お使いのガスコードやソケットは ここにご注意ください!

2019年から2023年までの5年間で、ガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットで起きた事故を分析したところ、経年劣化に伴う製品事故（火災等）が増えています。また、製品事故（火災等）の60%が使用者の不注意が原因でした。

※（一社）日本ガス石油機器工業会調べ



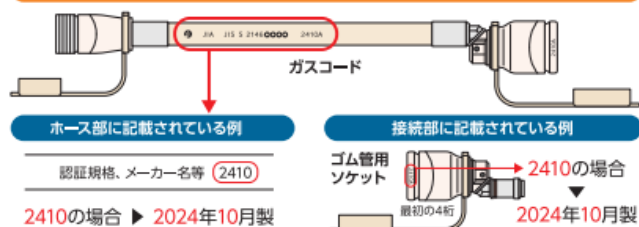
チェックポイント1 何年お使いでしょうか?

ガスコードやゴム管用ソケットには寿命があり
目安は7年です。

製造年月から寿命をチェックしましょう。

古いガス接続具を使用している場合、ゴム部分が劣化（硬化）して割れ、ガス漏れなどの事故が発生する危険性があります。外観上異常がなくてもガス機器を取り替える際、または7年程度を目安に新しいものと取り替えてください。

製造年月の確認方法



一般社団法人 日本ガス協会

一般財団法人 日本ガス機器検査協会
Japan Gas Appliances Inspection Association

JLIA 一般社団法人 日本エルビーガス供給機器工業会

一般社団法人 全国LPガス協会

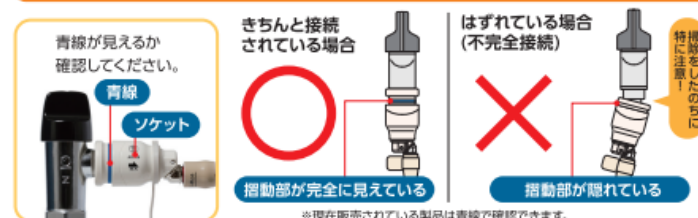
一般財団法人 日本エルビーガス機器検査協会
Japan L.P.Gas Instrument Inspection Association (LIA)

JGKA 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会

チェックポイント2 きちんと接続されていますか?

きちんと接続されていないと接続不十分によるガス漏れ事故や火災事故につながります。ソケットとガス栓との接続は青線で確認しましょう。

ソケットとガス栓の誤装着の例



チェックポイント3 内部にゴミが入っていませんか?

ソケットにゴミが入っていると事故の原因となります。ソケットを接続するときは、ソケットの接続面にゴミが入りこまないように注意しましょう。



チェックポイント4 下記のプラグやゴム管もご確認ください。

器具用スリムプラグ、ガス栓用プラグも同様に外観上異常がなくてもガス機器を取り替える際、または7年程度を目安に新しいものと取り替えてください。



詳しくは（一社）日本ガス石油機器工業会のホームページをご覧ください。

<https://www.jgka.or.jp/>



45-G2504



全L協保安・業務G6第268号
令和7年3月25日

都道府県協会 御中

(一社)全国LPガス協会

令和6年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」
調査報告書の提出について (お願い)

標記調査につきましては、令和6年12月4日付け全L協保安・業務G6第196号において、都道府県協会に調査票の送付先等の照会を行い、ご指定箇所へ3月7日に発送いたしました。

つきましては、ご多忙の折、大変恐れ入りますが、令和7年3月末現在の貴協会の状況についてご集計いただくとともに、6月13日(金)までに (info2@japanlpg.or.jp) へ別添1シート名「全L協提出データ」をExcelにてご返信いただきますようお願いいたします。

別添1・・・令和6年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書都道府県協会用
別添2・・・令和6年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書事業所用

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 岩田、北邨、國坂

全L協保安・業務G7第47号
令和7年5月19日

都道府県協会 御中

(一社)全国LPガス協会

令和7年度「自主保安活動チェックシートの集計・提出」及び
「液化石油ガス消費者保安功績者表彰等の候補者の推薦」について (お願い)

標記チェックシートにつきましては、事故防止対策の一環として、平成25年度より都道府県協会を通じて全国のLPガス販売事業所に配布し、自己診断の実施を推進していただいております。

また、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」においても、標記チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行うことが示されております。

つきましては、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、各販売事業所よりご報告いただいた本チェックシートを各都道府県協会において、別添3の都道府県協会用入力ワークシートにご集計いただき、当協会あてに8月18日(月)までに (info2@japanlpg.or.jp) ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、標記表彰等の候補者の推薦は、本チェックシートで75点以上かつ一定の基準をクリアした販売事業所が対象となりますので、別添1の実施要領をご参照の上、7月25日(金)までに所管庁へ積極的にご推薦くださいますようお願いいたします。

【添付資料】

別添1：液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領の制定について

別添2：自主保安活動チェックシートの提出及びLPガス消費者保安功績者表彰実施要領

別添3：都道府県協会用入力ワークシート(全L協への報告様式)

別添4：販売事業所用入力ワークシート

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、國坂

※自主保安活動チェックシートによる表彰は指定都市の所管事業者は指定都市へ提出

2024年度燃焼器具交換・安全機器普及状況等集計結果について

1. 報告書回収率 (92.83%)

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
報告書配布事業所	18,194事業所	18,751事業所
報告書回収事業所	16,889事業所	17,288事業所
回収率	(92.83%)	(92.20%)

2. 上記1. の報告書回収事業所の監督所管別

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
経済産業省所管	731事業所 (4.33%)	686事業所 (3.97%)
産業保安監督部所管	1,144事業所 (6.77%)	1,162事業所 (6.72%)
都道府県所管	13,239事業所 (78.39%)	13,583事業所 (78.57%)
市町村所管	1,775事業所 (10.51%)	1,857事業所 (10.74%)
合 計	16,889事業所 (100.00%)	17,288事業所 (100.00%)

3. 消費者戸数 19,042,819戸

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
業務用施設	947,572戸 (4.98%)	944,664戸 (4.96%)
共同住宅	7,316,862戸 (38.42%)	7,169,524戸 (37.65%)
一般住宅	10,778,385戸 (56.60%)	10,929,183戸 (57.39%)
合 計	19,042,819戸 (100.00%)	19,043,371戸 (100.00%)

4. 燃焼器具等未交換数 27,004台

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
湯沸器	開放式 5,867台	開放式 8,717台
	CF式 1,453台	CF式 1,721台
	FE式 9,682台	FE式 11,008台
	合計 17,002台	合計 21,446台
風呂釜	CF式 7,703台	CF式 9,295台
	FE式 664台	FE式 975台
	合計 8,367台	合計 10,270台
排気筒	1,635台	2,078台
合 計	27,004台	33,794台

5. 業務用厨房施設数 383,159施設

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
①業務用厨房施設	383,159施設	380,541施設
①うち法定周知以外の周知を行った施設	281,743施設 (73.53%)	279,647施設 (73.49%)
①のうち業務用換気警報器(CO警報器を含む)を設置している施設	設置済み 200,597施設 (58.48%)	設置済み 197,133施設 (57.89%)
	設置不要(屋外) 40,167施設 -	設置不要(屋外) 40,013施設 -

6. 業務用施設SB(EB)メータ連動率 (75.79%)

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
①業務用施設のうちSB(EB)メータ設置戸数	378,052戸	371,138戸
①のうちガス警報器連動遮断戸数	連動済 238,453戸	228,727戸
	連動不要(屋外) 63,410戸	63,035戸
連動率	(75.79%)	(74.24%)

7. 集中監視システム設置率 (58.08%)

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
常時監視システム	10,079,609戸 (52.93%)	9,043,030戸 (47.49%)
低頻度型集中監視システム	980,539戸 (5.15%)	573,297戸 (3.01%)
合 計	11,060,148戸 (58.08%)	9,616,327戸 (50.50%)

8-1. 安全機器普及状況等(マイコンメータ等)設置率 (99.61%)、うち期限切れ 0.03%

	令和6年度(R7.3.31現在)		令和5年度(R6.3.31現在)	
	設置済戸数	うち期限切れ	設置済戸数	うち期限切れ
業務用施設	940,254戸 (99.23%)	401戸 (0.04%)	938,876戸 (99.39%)	675戸 (0.07%)
共同住宅	7,307,394戸 (99.87%)	1,107戸 (0.02%)	7,136,183戸 (99.53%)	2,269戸 (0.03%)
一般住宅	10,721,513戸 (99.47%)	4,995戸 (0.05%)	10,884,203戸 (99.59%)	8,066戸 (0.07%)
合 計	18,969,161戸 (99.61%)	6,503戸 (0.03%)	18,959,262戸 (99.56%)	11,010戸 (0.06%)

8-2. 安全機器普及状況等(ヒューズガス栓等)設置率 (96.38%)

	令和6年度(R7.3.31現在)	令和5年度(R6.3.31現在)
	設置済戸数	設置済戸数
業務用施設	778,748戸 (96.31%)	766,451戸 (94.30%)
共同住宅	5,640,330戸 (96.31%)	5,480,399戸 (94.36%)
一般住宅	9,329,640戸 (96.43%)	9,312,463戸 (94.33%)
合 計	15,748,718戸 (96.38%)	15,559,313戸 (94.34%)

8-3. 安全機器普及状況等(ガス警報器)設置率 (73.82%)、うち製造5年経過 (8.76%)

	令和6年度(R7.3.31現在)		令和5年度(R6.3.31現在)	
	設置済戸数	うち製造5年経過	設置済戸数	うち製造5年経過
業務用施設	717,461戸 (91.24%)	42,792戸 (5.96%)	719,032戸 (91.12%)	49,065戸 (6.82%)
共同住宅	4,406,237戸 (82.25%)	349,787戸 (7.94%)	4,425,676戸 (82.17%)	448,240戸 (10.13%)
一般住宅	5,555,172戸 (66.75%)	543,370戸 (9.78%)	5,745,051戸 (66.62%)	636,024戸 (11.07%)
合 計	10,678,870戸 (73.82%)	935,949戸 (8.76%)	10,889,759戸 (73.59%)	1,133,329戸 (10.41%)

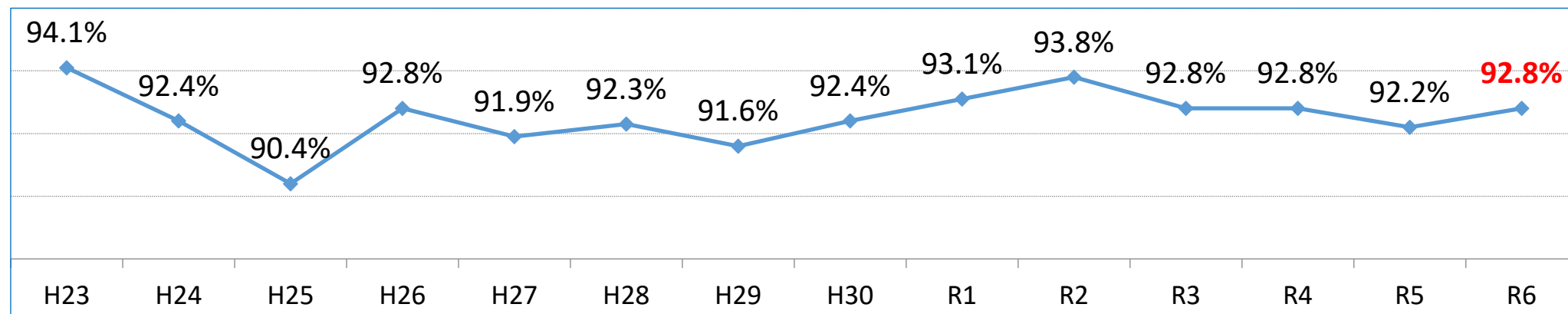
8-4. 安全機器普及状況等(調整器)設置施設のうち7年、10年経過した施設数 (1.89%)

	令和6年度(R7.3.31現在)		令和5年度(R6.3.31現在)	
	設置施設数	うち製造7又は10年経過	設置施設数	うち製造7又は10年経過
業務用施設	854,761施設	19,961施設 (2.34%)	835,125施設	22,295施設 (2.67%)
共同住宅	1,084,446施設	28,759施設 (2.65%)	1,075,760施設	36,850施設 (3.43%)
一般住宅	10,372,846施設	184,565施設 (1.78%)	10,328,919施設	210,235施設 (2.04%)
合 計	12,312,053施設	233,285施設 (1.89%)	12,239,804施設	269,380施設 (2.20%)

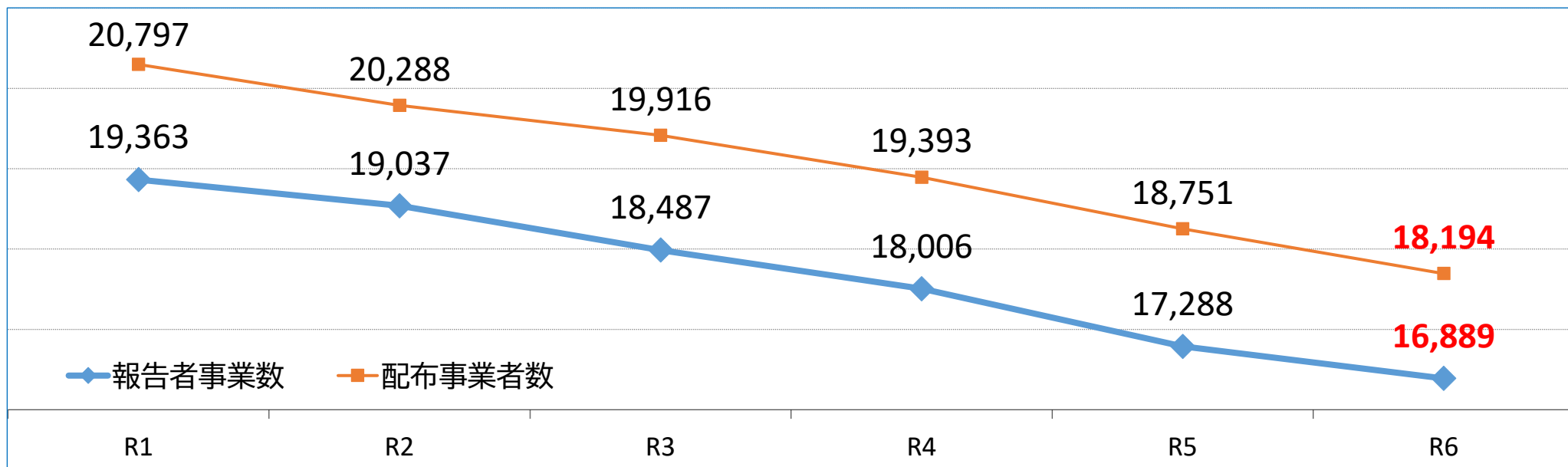
燃焼器具交換・安全機器普及状況等の推移について

※各効率の設置率及び経過率については、小数点第2位を四捨五入しております。

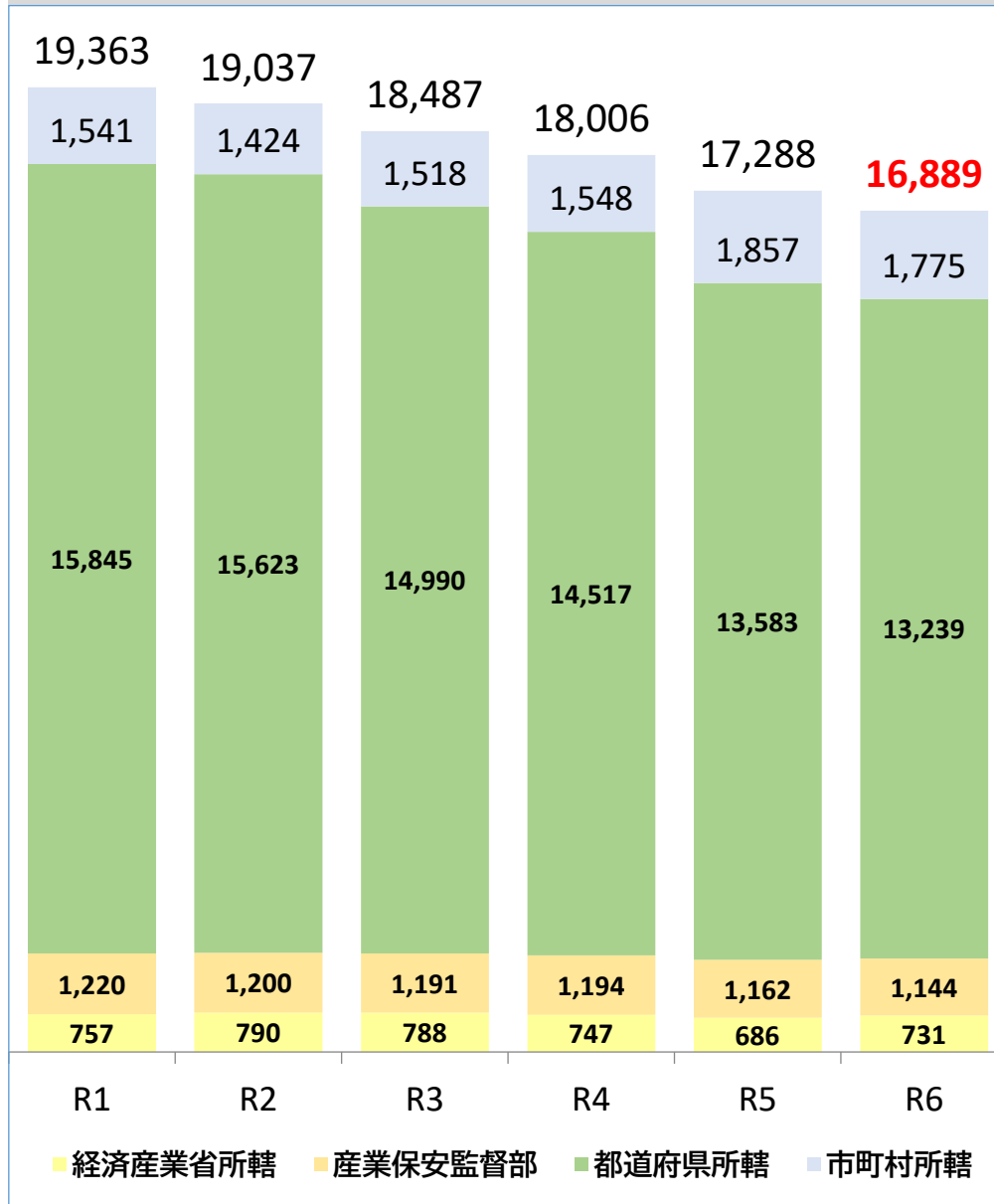
① 報告回収率



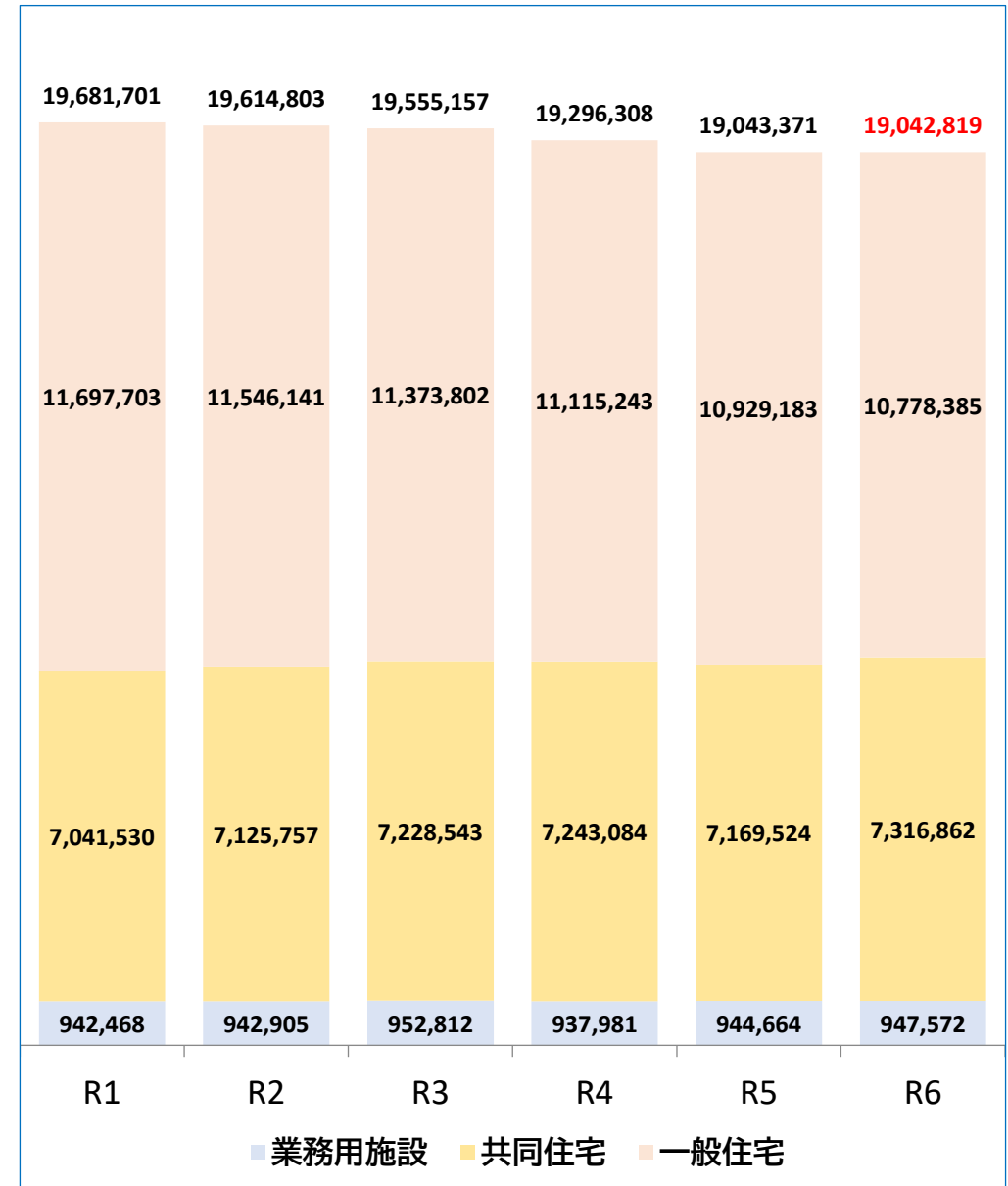
① 配布・報告回収事業者数



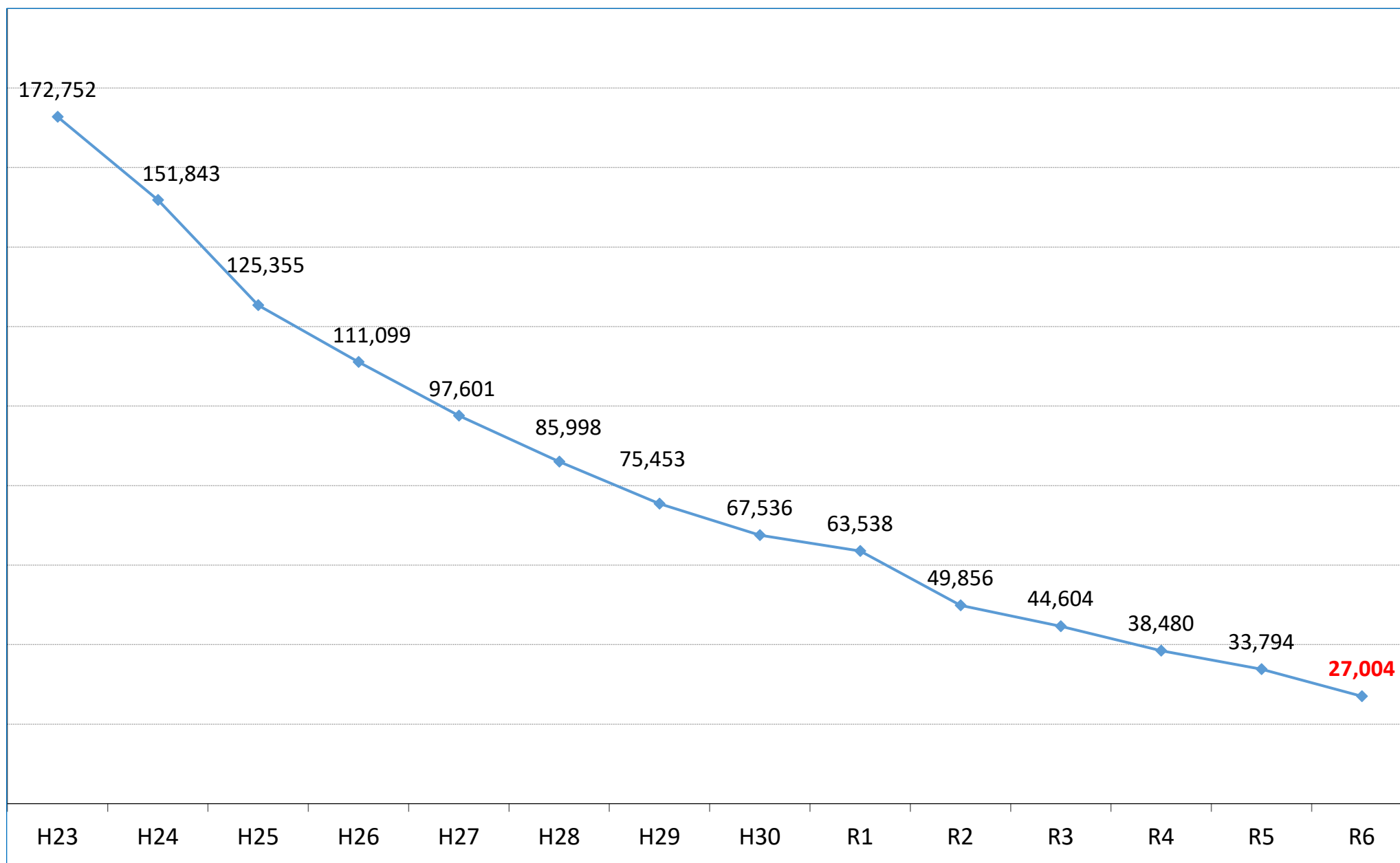
② 報告書回収事業所の監督所管別事業所数



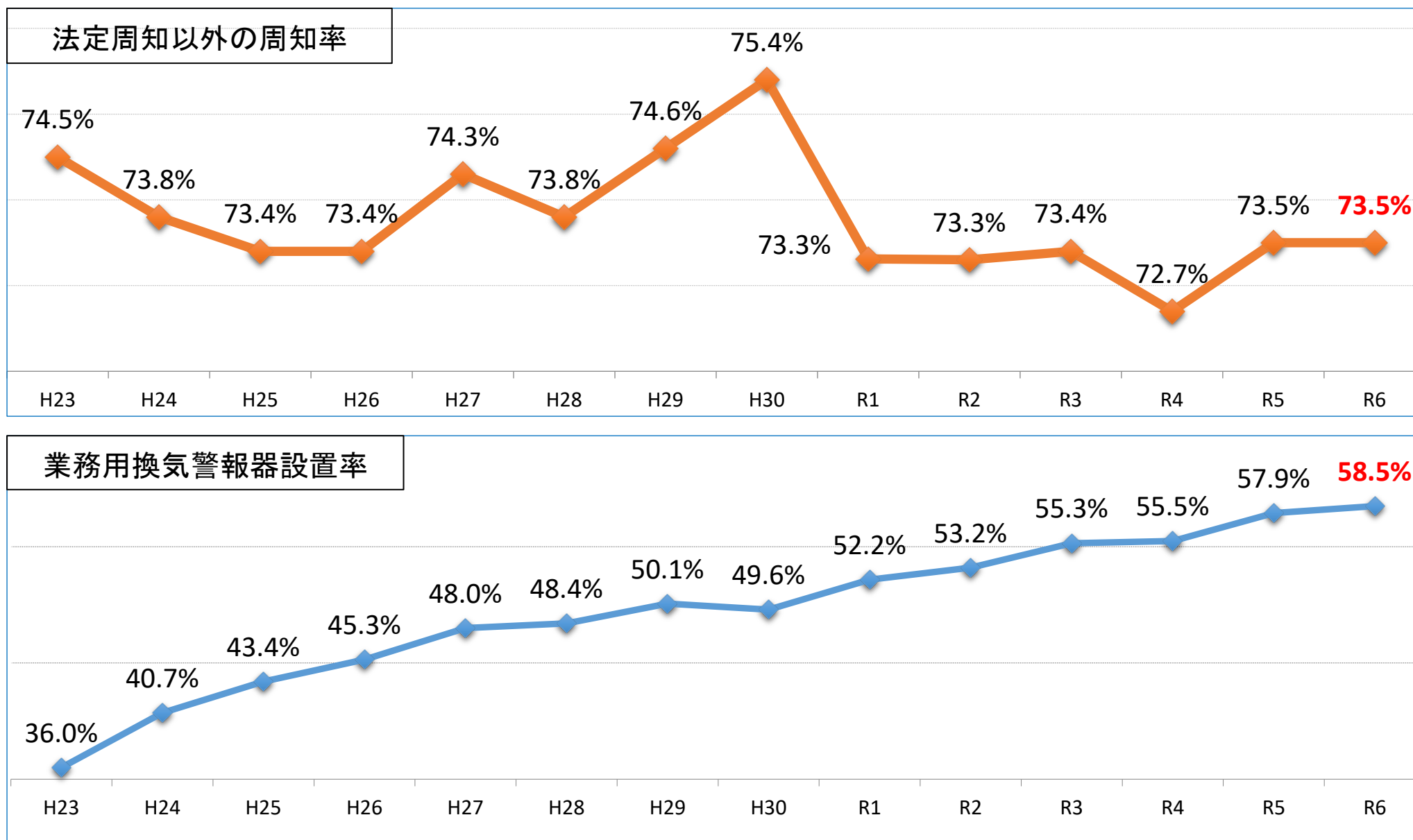
③ 消費者戸数



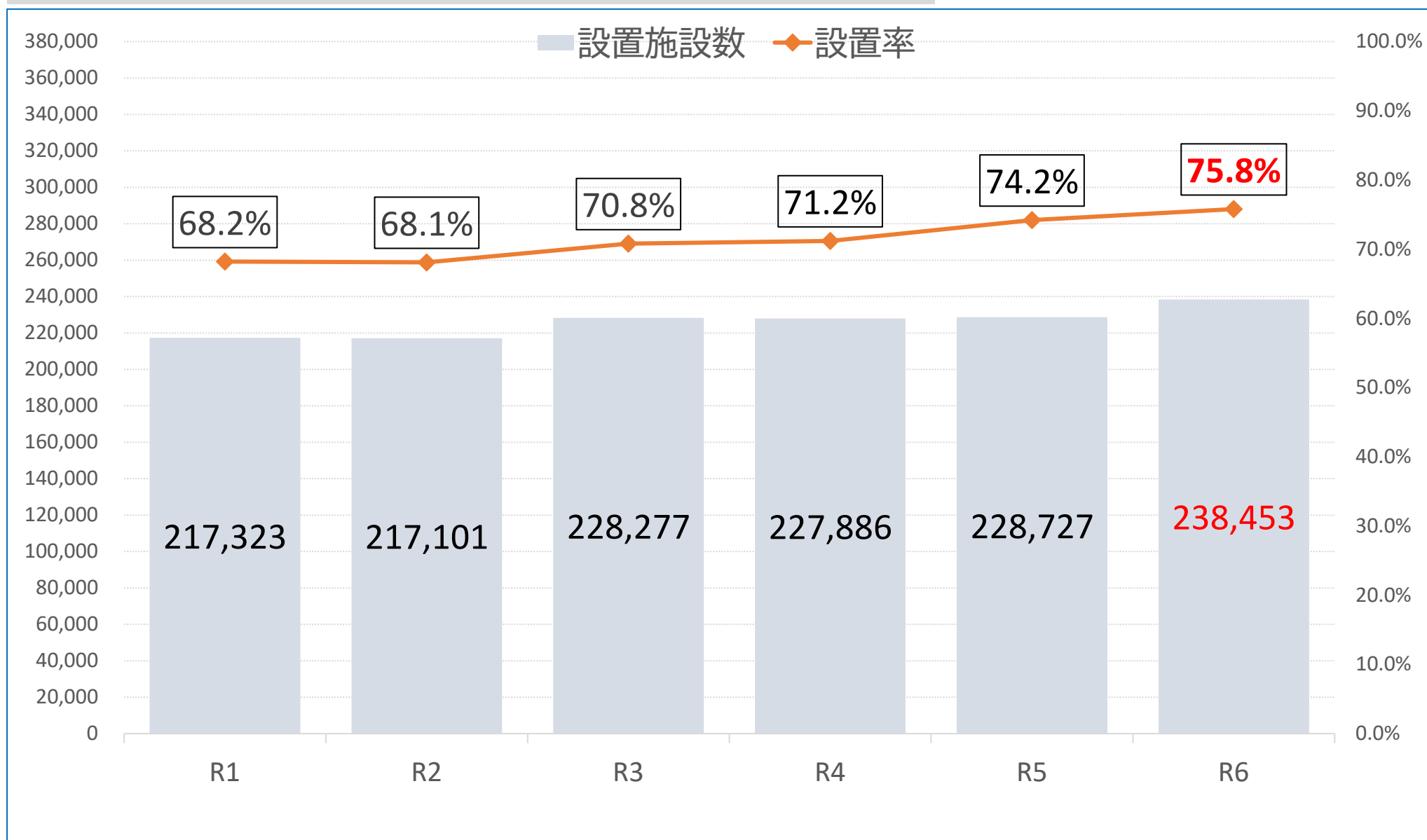
④ 燃烧器具未交換数



⑤ 業務用厨房施設における換気警報器設置率等

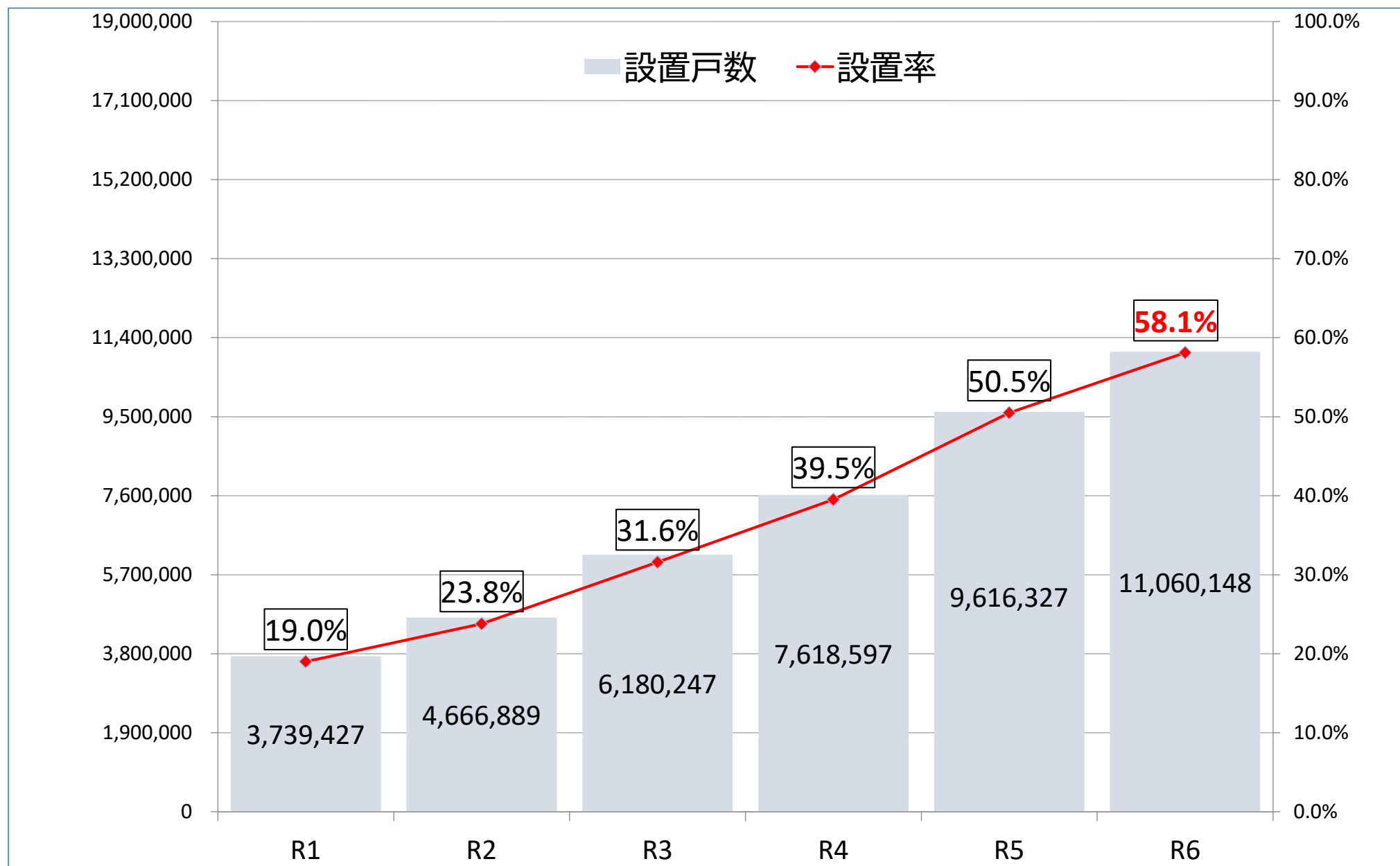


⑥ 業務用施設SB(EB)メータガス警報器連動率

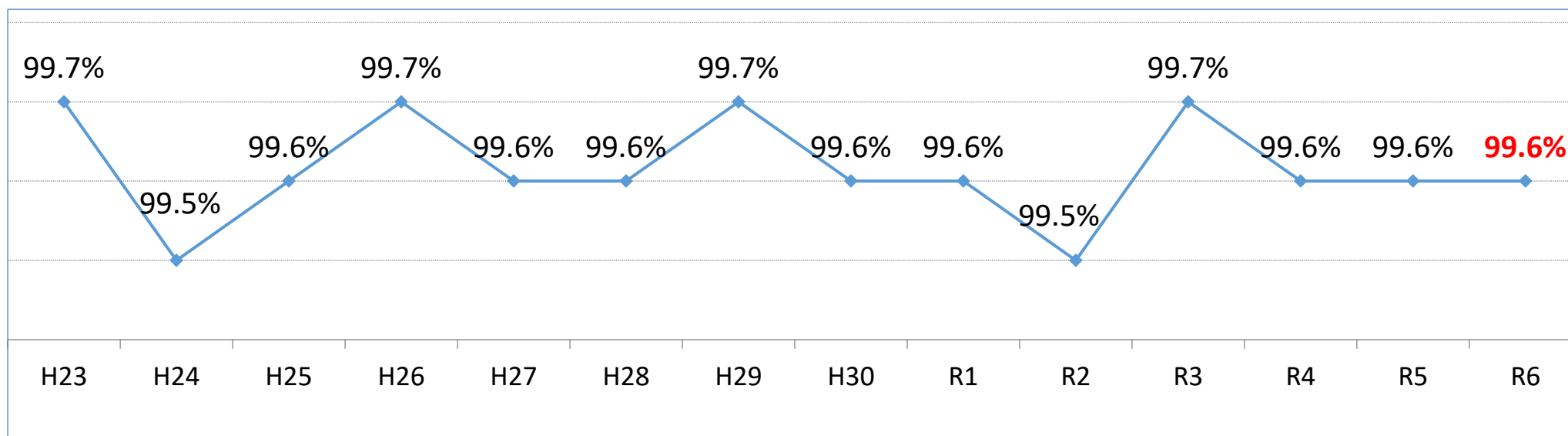


※連動不要(屋外)の戸数は除外して連動率を計算

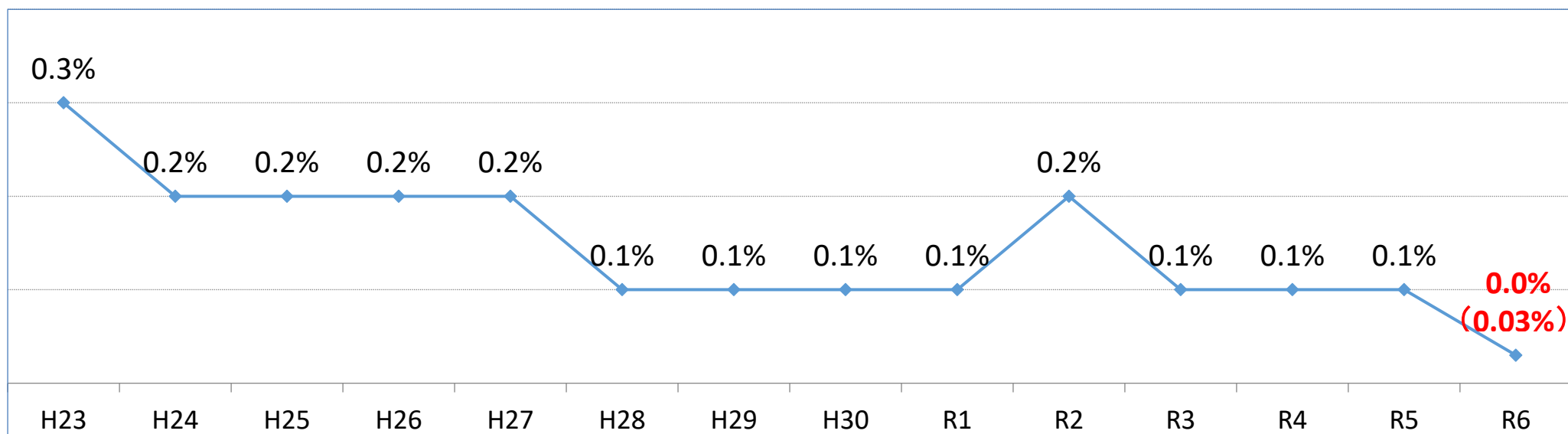
⑦ 集中監視システム設置率等



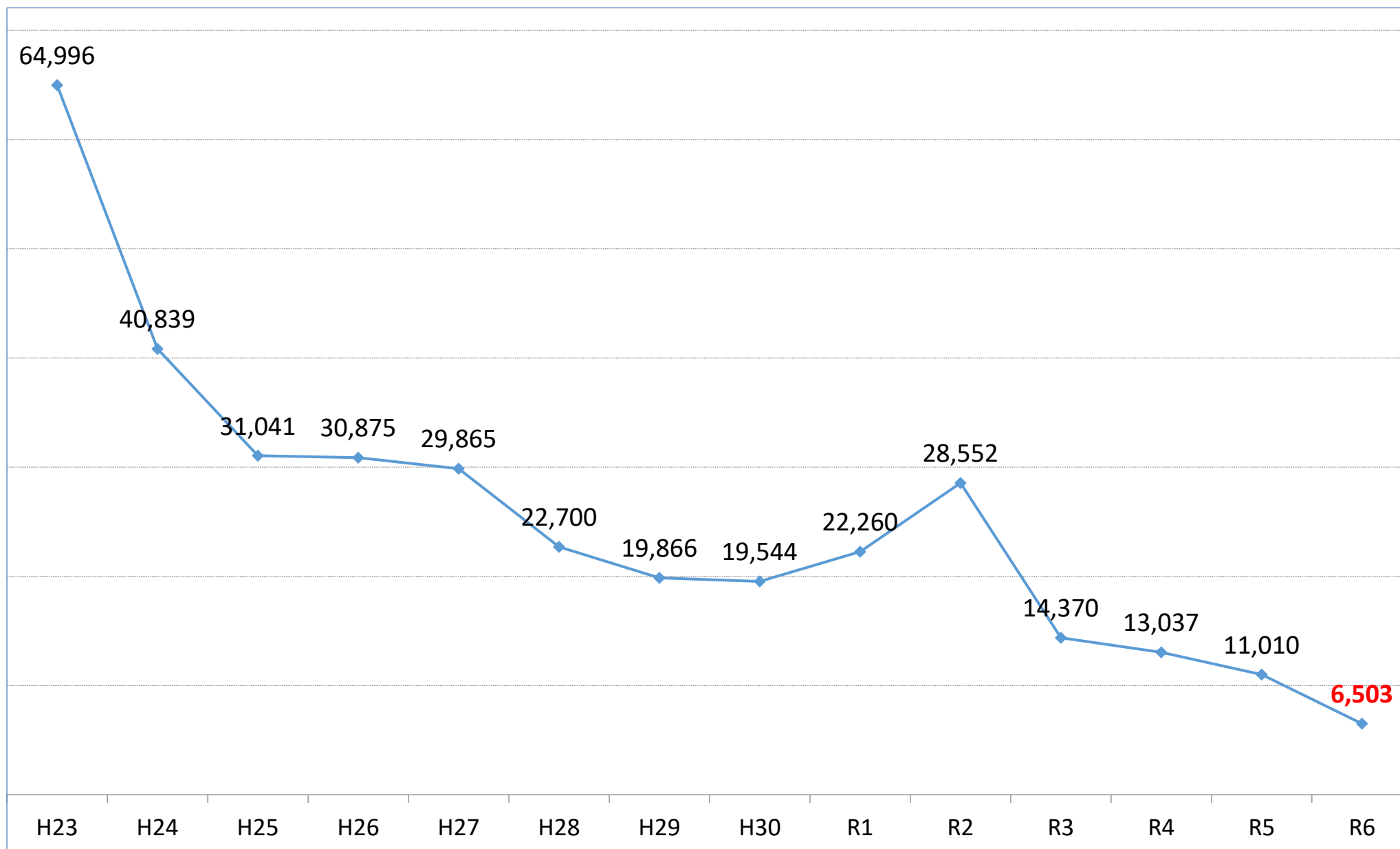
⑧ マイコンメータ等設置率



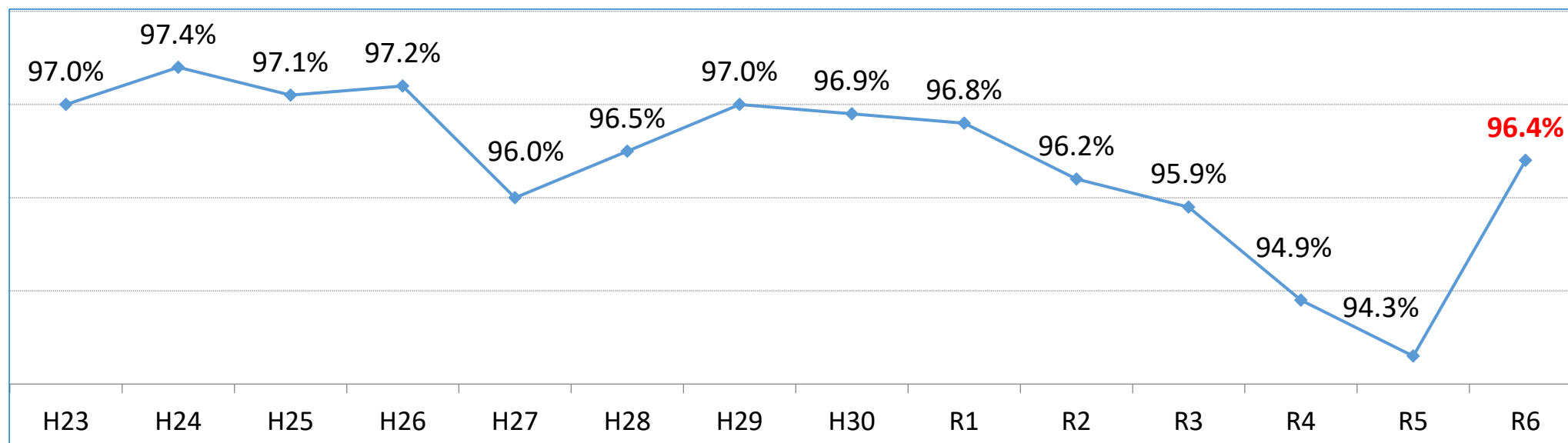
⑧ マイコンメータ等期限切れ率



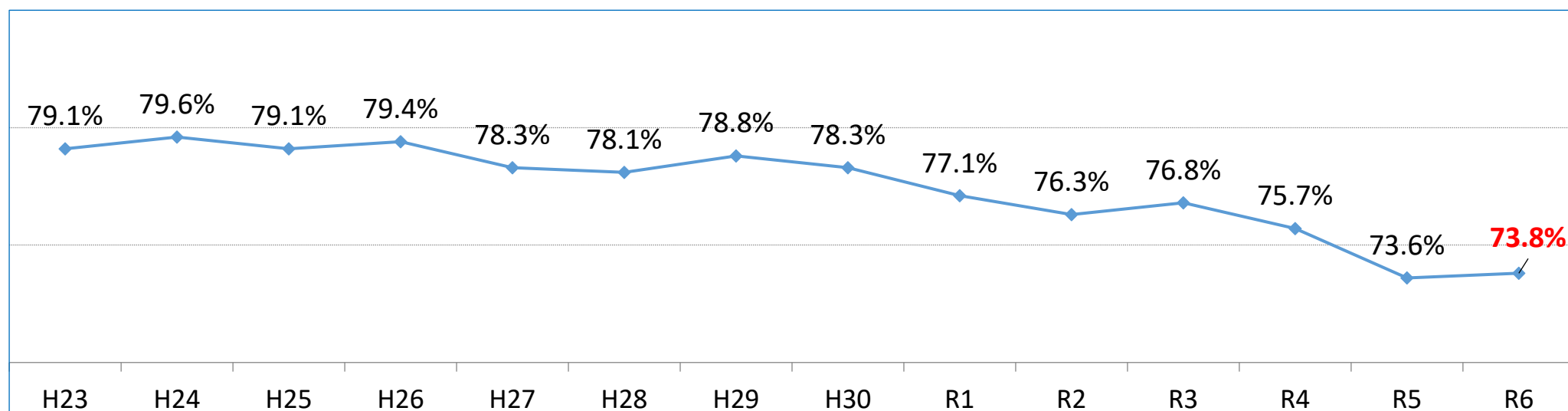
⑧ マイコンメータ等期限切れ数



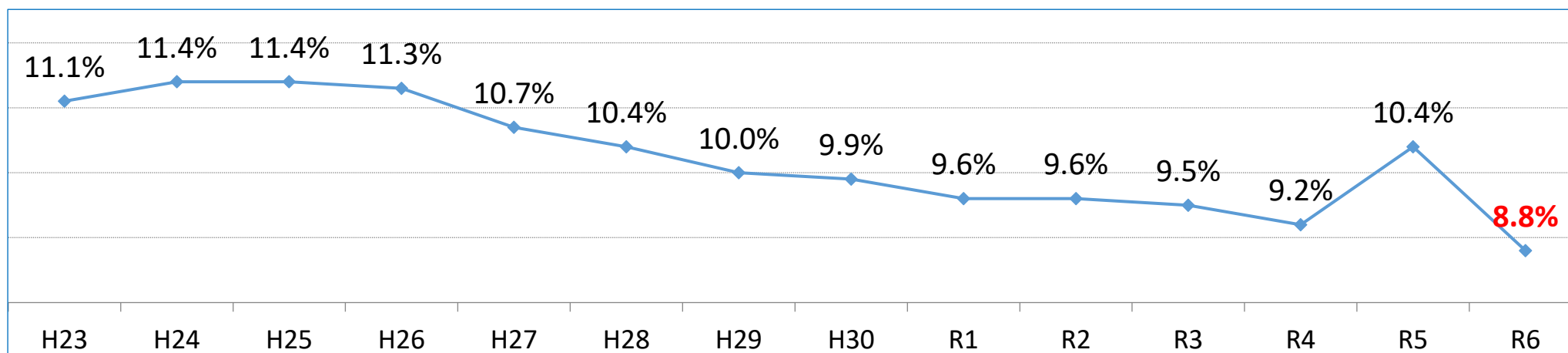
⑨ ヒューズガス栓等設置率



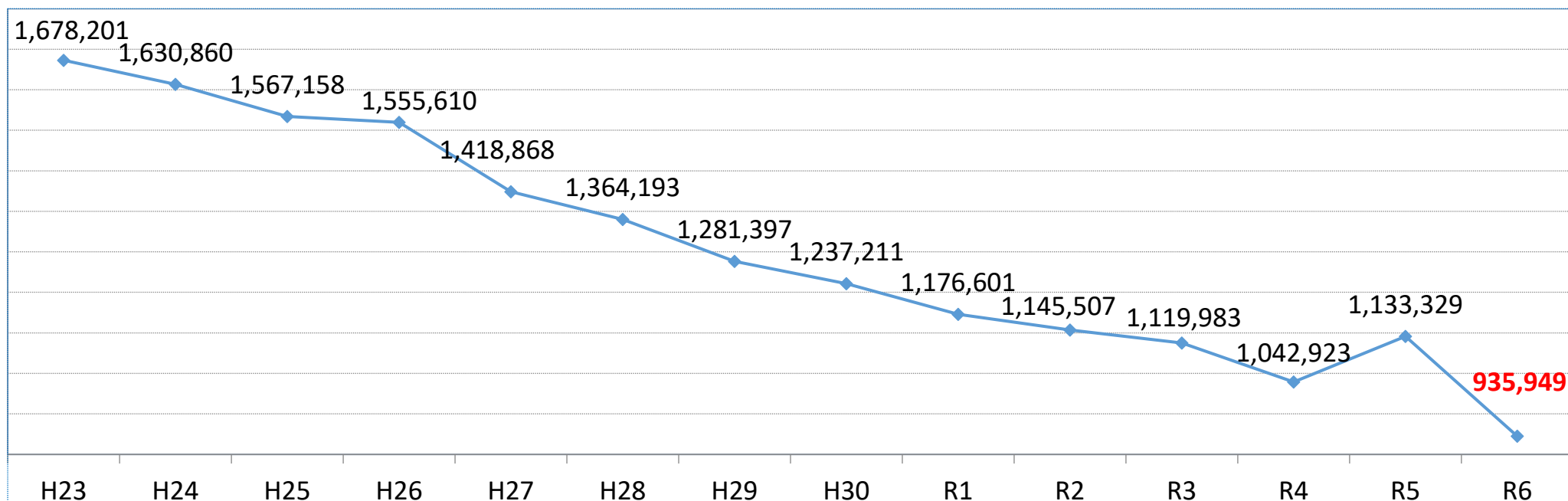
⑩ ガス警報器設置率



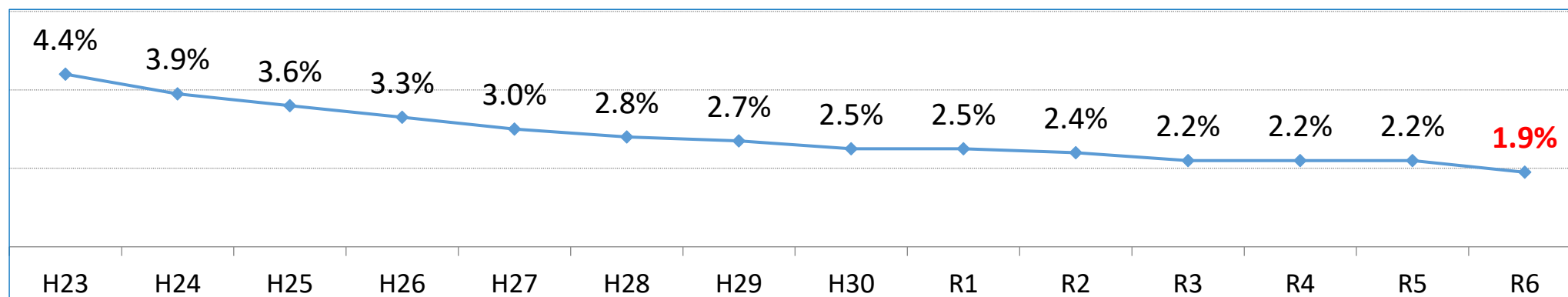
⑩ ガス警報器製造から5年経過率



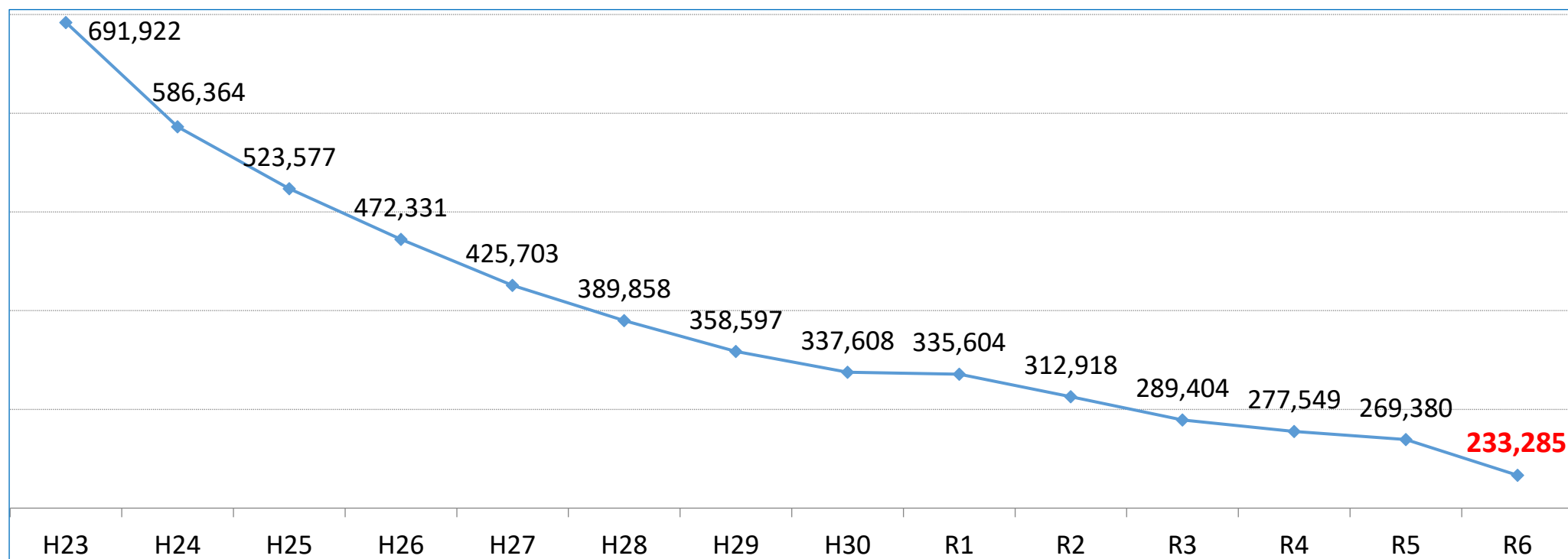
⑩ ガス警報器製造から5年経過数



⑪ 調整器製造から7年又は10年経過施設率



⑪ 調整器製造から7年又は10年経過施設数



1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
- 4. 最近の法令改正等について**
5. その他

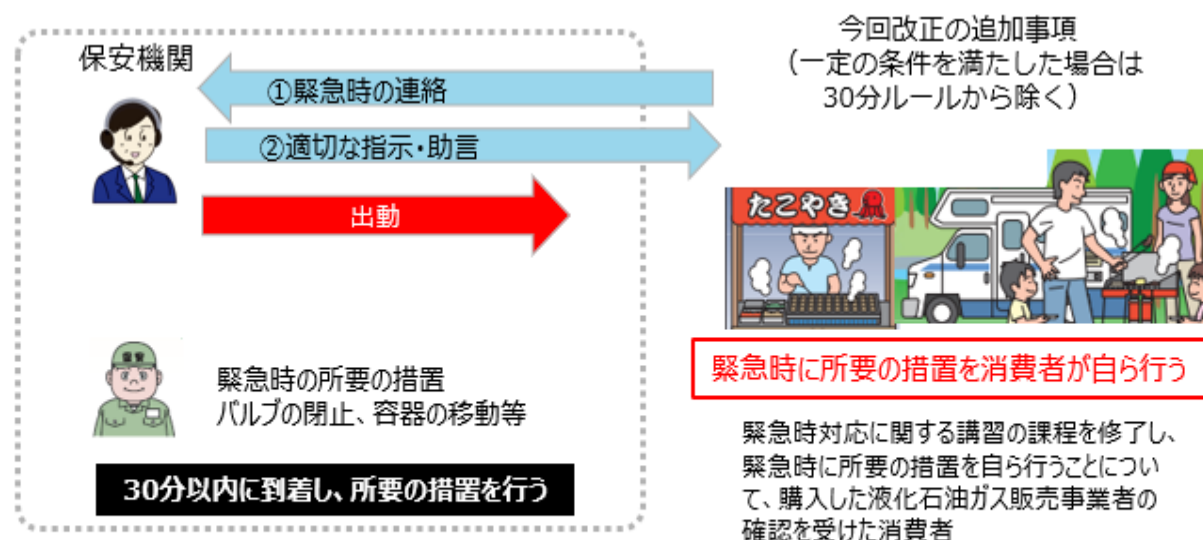
項目名	主な改正内容	施行時期
液化天然ガスの貯蔵又は処理に供するサテライト施設及び液化石油ガスの貯蔵 又は処理に供する中核充填所に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)	液化天然ガスの貯蔵又は処理に供するサテライト施設及び液化石油ガスの貯蔵 又は処理に供する中核充填所の施設は建築基準法第48条に基づき、危険物の貯蔵・処理施設として建築等が制限される。しかし、周辺市街地への影響を低減する措置を講じた施設については、安全上・防火上・衛生上の危険度が低いと認められる場合、許可制度を弾力的に運用し、建築を認めるべきとする。	2024.10.4
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律	「物流2024年問題」を受けて、荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上を図ることを目的に、荷主・物流事業者等に対する規制措置、トラック事業者の取引に対する規制措置及び軽トラック事業者に対する規制措置を講ずることによって物流の持続的成長を図る。	2025.4.1
労働安全衛生規則の一部を改正する省令について	事業者は、労働者の作業環境や健康状態に応じ、熱中症予防のため、早期発見体制の整備、重篤化防止措置の実施手順作成、および関係作業員への周知の義務化となった。上記の義務を怠った場合、6月以下の懲役または50万円以下の罰金となる。	2025.6.1
保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程について	LPガスの緊急時対応に関する「30分ルール」の適用範囲が拡大され、自然災害発生時に支援活動を行う国または地方公共団体が、職員に対して「 質量販売緊急時対応講習 」を実施できるようになった。これにより、講習を修了した職員は30分ルールの対象から除外され、災害時の支援活動をより迅速に開始することが可能とする。	2025.6.30

質量販売緊急時対応講習とは

2022年7月15日、「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」等が一部改正され、質量販売されたLPGガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習^(注)を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPGガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）の対象から除くことを可能としたところです。

同講習実施者については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」の2.（4）⑤の規定に基づき、産業保安グループ ガス安全室の確認を受けることになっています。

（注）「質量販売緊急時対応講習」：屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。（保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（通達））



質量販売緊急時対応講習

科目
☐ 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
☐ 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
☐ 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
☐ 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施
機関の印



参照：質量販売緊急時対応講習（METI/経済産業省）

1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
- 5. その他**

一定の危険有害性のある化学物質について、事業場におけるリスクアセスメントを実施することが義務付けられており、令和6年4月1日からは事業場内のリスクアセスメントに対する管理については、化学物質管理者を選任して管理することが義務付けられます。**※有害性のある化学物質として、令和8年4月1日より「プロパン」も指定されることとなった。**

※LPガスを取扱うすべての事業所が対象となります。

『取扱事業所』

危険・有害物質の暴露・吸引リスクがある事業所

- 輸入基地(製油所を除く)
- 二次基地
- 容器充填所
- オートガススタンド
- 工業用・農業用消費者
- 業務用消費者(個人除く)
- 容器配送事業者(バルブ操作を行う)
- バルクローリ運送事業者
- タンクローリ運送事業者
- 容器再検査事業者
- バルク貯槽くず化事業者
- プラント工事／検査会社

リスクアセスメント
化学物質管理者



必要

『譲渡提供事業所』

従業員が危険・有害物質に触れることがない事業所

- **LPガス販売事業所**(伝票等の取引のみを行う)

化学物質管理者



必要

リスクアセスメント
不要

- 個人の業務用消費者
- バルブ操作を行わない容器配送事業者



リスクアセスメント
化学物質管理者

不要

【参考】

＜日本LPガス団体協議会 ホームページ＞

G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針

<https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/#standard09>



リスクアセスメント対応指針の説明動画「概要」

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment01.html



リスクアセスメント対応指針の説明動画「化学物質管理者の選任」

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment02.html



リスクアセスメント対応指針の説明動画「リスクアセスメントに関する変更点」

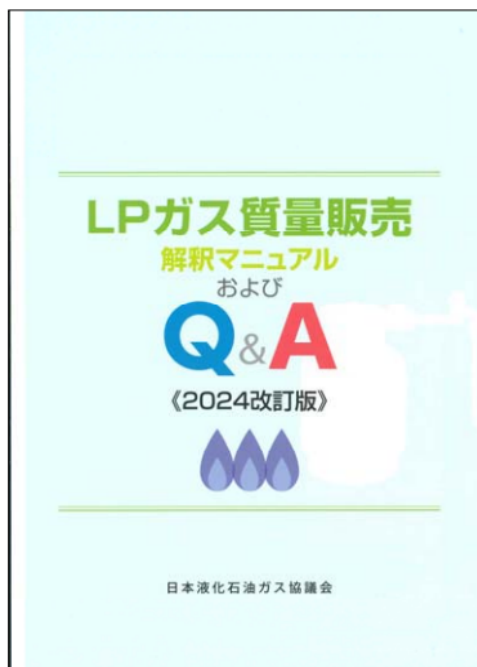
https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment03.html



LPガス質量販売 解釈マニュアルおよびQ & A (2024改訂版)

目 次

- ①液化石油ガス法における体積販売と質量販売の違いについて
- ②消費形態における液化石油ガス法と高圧ガス保安法の区分
- ③液化石油ガス法における質量販売
- ④液化石油ガス法における質量販売の消費形態【例】
- ⑤液化石油ガス法におけるお客様との取引について
- ⑥液化石油ガス法における保安業務
- ⑦帳簿
- ⑧高圧ガス保安法における質量での販売
- ⑨高圧ガス保安法における消費形態【例】
- ⑩移動の基準
- ⑪液化石油ガス法、質量販売に関する関係条文
- ⑫高圧ガス保安法(すべての質量での販売)に関する関係条文
- ⑬山小屋等における特則承認(参考資料)
(申請様式の記載例が含まれています)
- ⑭質量販売に関するQ & A(参考資料)
- 参考 質量販売に関する事故(液化石油ガス法関係)



1部 2,600円 (消費税込/送料・梱包料別)

[Q]のみ一部抜粋

- Q11 屋外移動の消費者に対してLPガスを質量販売した後、講習修了証の有効期限が切れてしまった場合、消費者との販売契約や販売事業者が実施すべき保安業務は、どのようになりますか？
- Q28 キャンピングカーの中は屋内又は屋外のいずれに該当するのですか。
- Q37 キャンピングカーでLPガスを使用している消費者から、現在使用している容器のLPガス(他の販売事業者から購入)が残り少なくなったので、予備容器にLPガスを販売してほしいと言われました。販売したいと思いますが、どのようにすればよいでしょうか。

バルク供給マニュアルQ&A (2024改訂版)

目次

第1章	バルク供給システムの制度概要
第2章	バルク貯槽の技術基準
第3章	届出・許可申請関係
第4章	制度の概要
第5章	バルクローリー（充てん設備）の概要
Q&A	
その他	ヒヤリハット、供給設備の点検項目及び判定基準



1部 3,000円 (消費税込/送料・梱包料別)

【他出版物】

- ・供給開始時等マニュアル&保安業務における疑問・問題点第3次改訂版(カラー A4版・P156) 1部 2,200円(消費税込/送料・梱包料別))
- ・これならわかる！LPガス設備工事Q&A 2019改訂版(カラー A4版・P164) 1部 2,400円(消費税込/送料・梱包料別))

LPガスに関する書籍等販売物のご購入を希望される方は、下記よりお申し込みください。

<https://www.japanlpg.or.jp/biz/>



ご清聴
ありがとうございました

